

弘前大学大学院地域社会研究科  
学位論文

中国における農業機械専業合作社の農地団地化経営の展開  
—黒竜江省 RF 農機合作社の事例を中心に—

2022 年 6 月

弘前大学大学院地域社会研究科  
地域社会専攻地域産業研究講座

15GR110 李 洪旭

## 目 次

はじめに.....	1
I 研究背景 .....	1
II 研究課題と方法.....	7
III 本論文の構成.....	13
第一章 農業機械専業合作社における農地団地化経営と農地出資.....	15
I 土地流動の政策と現状.....	15
1 土地流動政策の変遷	
2 土地流動の現状	
II 農機専業合作社に関する研究.....	19
III RF 農機合作社の事例研究.....	20
1 RF 農機合作社の概況	
2 RF 農機合作社の農地団地化経営の形成経緯	
IV まとめ.....	26
第二章 農機合作社の剰余金分配.....	28
I 剰余金分配に関する「合作社法」の規定と改正.....	28
1 積立金	
2 取引量（額）に応じる還付	
3 出資高に応じる還付	
4 剰余金分配原則の改正について	
II 剰余金分配に関する先行研究.....	29
1 剰余金分配の現状について	
2 剰余金分配の現状と法律規定との乖離の要因について	
3 剰余金分配問題への対策	
III 農機合作社における二つの剰余金分配パターン.....	31
1 サービス型農機合作社	
2 生産経営型農機合作社	
IV RF 農機合作社の剰余金分配.....	33
1 第一段階：初期出資高に応じる剰余金分配	
2 第二段階：地代と初期出資高に応じる剰余金分配	
3 第三段階：農地面積と初期出資高に応じる剰余金分配	
V まとめ.....	35
第三章 農民専業合作社連合社の機能と特性.....	37
I 農民専業合作社連合社に関する先行研究.....	37
II LL 連合社の事例研究.....	38
1 成立背景	
2 LL 連合社の出資構造	
3 LL 連合社の基本原則	
4 生産販売管理制度	
5 LL 連合社の経営実績	

Ⅲ 連合社の機能と特性.....	43
1 連合社の機能	
2 連合社の特性	
Ⅳ まとめ.....	46
おわりに.....	47
参考文献.....	50

## はじめに

### I 研究背景

中国は1978年12月の中国共産党第11期中央委員会第3回全体会議において対内改革、対外開放方針を決定した。まず農村土地制度から始まり、「政社合一<sup>1)</sup>」の人民公社制度に代わって家族請負経営責任制が導入された。1984年に公布した新しい「中華人民共和国憲法」は農地に対する所有権を国家所有から集団所有に変え、農家は土地の請負経営権を獲得した。家族請負経営責任制は人民公社体制下の平均主義の分配方式を変え、農民の労働と収入を直接結び付けることにより、農民の生産意欲を大幅に高めることができた。

国家統計局(2006)の統計データによると、1978年から1984年にかけて、全国食糧生産量は3.05億トンから4.07億トンに増加し、農民の所得水準も2.69倍に向上した。一方、中国における市場経済の発展に伴い、家族請負経営責任制の限界も現れた。主に二つの問題があった。

一つは、家族請負経営責任制は小農生産経営方式として、家族を基本的な生産単位とし、世帯あたり8ム<sup>2)</sup>程度の耕地しかなく、規模が小さい。農業生産が不作の場合、収入が下がるが、豊作の場合、農作物の販売が難しくなるため、収入が向上しない。いま一つは家族請負経営責任制の下では、村集団の土地は人口数に応じ、かつ土地の肥沃度によって分け、各家庭に分配されるため、各家庭が経営する土地は零細かつ分散している。

このような個々の農家の経営能力が弱いという問題に対処するため、1984年「中央1号文書<sup>3)</sup>」は農民合作組織の必要性をはじめて提起した。農民が地域の合作経済組織を作ると同時に、地域の制限を受けず、様々な形態、規模の専業合作経済組織に自発的に参加したり結成することが認められることとなった。農民合作組織を規範化するため、2007年に「中華人民共和国農民専業合作社法」(以下、「合作社法」と略)が公布され、同法に基づいて設立または改造された農民専業合作社の数が急速に増加している。中国工商総局(現在は国家市場監督管理総局)が発表したデータによると、2007年から2019年7月末にかけて、農民専業合作社は2.6万社から220.7万社に増え、農民専業合作社の社員は6,682.8万世帯に達した。農民専業合作社はすでに農村振興の中核的な担い手となってい

---

<sup>1)</sup>「政社合一」とは人民公社が政府の行政組織であると同時に農民協同経済組織であることを意味する。

<sup>2)</sup>1ムは1haの1/15である。

<sup>3)</sup>中国共産党中央委員会(「中共中央」が略称)が毎年最初に公布する文書のこと。中国共産党中央委員会は1982年から1986年までの5年連続で農業、農村及び農民をテーマとする中央1号文書を発表し、農村改革と農業の発展に関する具体的な施策を打ち出した。また2004年から2022年にかけて19年連続で「三農(農業、農村、農民)」をテーマとする中央1号文書を公表し、「三農」問題が中国の社会主義現代化時期における「最重要課題」と位置づけている。

る<sup>4)</sup>といえる。

ところで、中国では改革開放前の計画経済期（1949年～1978年）に様々な農業合作組織があった。そのときの農民合作組織は、表0-1のように、政府の計画によってつくられたものである。1950年代初期、中国農民はそれぞれの労働力や家畜、農機具不足を解決するために、自主互恵の原則に基づいて「農業生産互助組」（略称「互助組」）を設立した。一般的には数戸から十数戸から構成され、土地、家畜、農機具など生産資料と収穫された農産物は、依然として個人の所有物であるが、共同で労働をし、労働力を交換して助け合い、組員の労働力、家畜、農機具の不足を補うことを特徴とした。農業生産互助組には季節的な臨時互助組と長年互助組の2種類がある。

表0-1 改革開放前の農民合作組織に関する政策

年別	政策	主な内容
1951	「关于农业生产互助合作的决议（草案）（農業生産の互助に関する決議（草案）」	自主互助の原則に基づき、数戸ないし十数戸の農業生産互助組を組織するように呼びかけた。
1953	「关于发展农业生产合作社的决议（農業生産合作社の発展に関する決議）」	互助組からより高いレベルの初級農業生産合作社と高級農業生産合作社に移行し、互助組の上で土地出資と統一経営を特徴とする、初級農業合作組織の形成を呼びかけた。
1955	「关于农业合作化问题的决议（農業合作化問題に関する決議）」	初級農業生産合作社を高級農業生産合作社に発展させ、大規模な完全な社会主義性質の農業生産合作組織を形成するように呼びかけた。
1958	「关于农村建设公社的决议（農村における人民公社の設立に関する決議）」	人民公社の確立は社会主義から共産主義への移行を完成する基本方針である。

（出所）筆者作成

互助組は更に「初級農業生産合作社」（略称「初級社」）に転換していた。初級社の特徴は土地を出資とし、家畜と農機具を価格に換算して入社し、統一経営を実行する。社員は集団労働に参加して、農産物が農業税、生産費、積立金、公益金および管理費用を差し引いた後、社員の労働量および入社した土地などの生産資料の多少に応じて分配される。

1956年初級社から高級農業生産合作社への転換が推進された。高級農業生産合作社は、主な生産資料の集団所有制を基礎とする農民協同の経済組織で、略称「高級社」である。農民所有とされた土地は無償、入社した家畜、農機具、非農業道具は当時の現地の通常価格で集団所有に転換されることになった。

1958年8月、中国共産党中央政治局拡大会議は「農村における人民公社の設立に関する決議」を採択し、「政社合一」の人民公社が郷・鎮の職権を行使し、初級社あるいは高級社は生産大隊と改称された。

表0-2は人民公社設立までの農民合作組織の成立状況を示している。互助組の

<sup>4)</sup> 中華人民共和國農業農村部「農民合作社はすでに農村振興の中堅組織となっている」  
[http://www.moa.gov.cn/ztl/70zncj/201909/t20190916\\_6327995.htm](http://www.moa.gov.cn/ztl/70zncj/201909/t20190916_6327995.htm)

数は 1950 年の 272.4 万から 1954 年の 993.1 万、参加農家は 1,131.4 万戸から 6,847.8 万戸に急増した。一方、初級社の数は 1952 年の 0.36 万から 1955 年の 190 万に急増したが、その後、急速に減少していった。かわって高級社の数が伸び、農家は初級社から高級社へ移行していたことが窺える。そして、1958 年 10 月までに全国 70 万余りの農業生産合作組織が 26,000 余りの人民公社に改組され、全国の農村は基本的に人民公社化された<sup>5)</sup>。

表 0-2 改革開放前の農業生産合作組織の発展状況

年度	合作組織数 (万)			参加農家数 (万戸)		
	互助組	初級社	高級社	互助組	初級社	高級社
1950	272.4			1,131.4		
1951	467.5			2,100.0		
1952	802.6	0.36		4,536.0	5.7	
1953	745.0	1.5		4,563.0	27.3	
1954	993.1	11.4	0.02	6,847.8	228.5	1.2
1955		190.0	13.8		7,000.0	400.0
1956		21.5	54.4		1,040.1	10,740.2
1957		3.6	75.3		160.2	11,945.0

(出所) 王貴宸 (2006) 『中国農村合作経済史』、山西経済出版社、317 ページ。

この時期の農民合作組織は政府方針のもとに強く発展したもので、安定した組織モデルがなく、組織の定義、権利、責任などについて明確な法律の定義が示されなかった。民間、インフォーマルな農民組織は次第に公式、フォーマルな合作組織に取って代わられていった。土地などの生産資料の所有権は私有から次第に集団所有になり、運行方式は互助互惠から土地配当、そして労働に応じて分配される集団生産に切り変わった。農民合作組織は最終的に国家主導の集団労働になり、人民公社の時期に入った。あきらかにこの時期、農村農民組織の変化は中国国家発展戦略に強く影響されたと考えられる。

ところが、人民公社体制の崩壊に伴い、家族請負経営責任制が導入されると、農家による自発的な協同活動が模索されるようになって農業生産と経営に関する新しい専業合作社、専業協会などの組織がつけられた。ただし 1980 年代前半までの農民合作経済組織は数量が少なく、規模が小さい。またその多くは定款がなく、安定性が悪い模索状態にあった (陳ら 2010)。この時の農民合作組織は農業生産における技術的問題の解決を主とする「専門技術協会」や「研究会」が多かった (杜 2002)。

1990 年代初期、農民合作組織の発展は活発期に入った。この時の農民合作経済組織には農民による自発的なものや、伝統的な組織改造によるものもあれば、政

<sup>5)</sup> 中国共産党新聞網、1958 年 8 月 17 日「農村における人民公社の設立に関する決議」を採択、<http://cpc.people.com.cn/GB/64162/64165/66833/4709475.html>

府が指導して創立したものもある。2004 年末までに、一定の規模があり、運営が比較的規程化されている各種の農民專業合作組織は 15 万、社員数は 2326 万戸に達し、全国の農家総数の 9.8%を占めていたという（侯 2007）。

この時期、農民合作組織における政府の主導的な役割は次第に薄れ、篤農家が組織発展の新しい力となった。農民は自分の利益追求から、農民合作組織に参加することで市場競争力を強化し始めた。国も農民合作組織の発展に強力な介入を行わなくなり、奨励を主とする促進方式に変わった。例えば 1994 年に財政部と国家稅務総局が農民專業技術協會、專業合作社が農業生産に技術サービスまたは労務を提供して得た収入に対して一時的に所得稅の免除、1997 年財政部は專業合作社の農産物の販売に対して付加価値稅の免除を決めていた。また、2002 年に改正された「中華人民共和國農業法」は家族請負經營責任制のもとに各種の專業合作組織を自発的に設立するよう奨励することを打ち出した。また、財政部は 2003 年に 100 の專業合作組織を試行対象として選び、2,000 萬元の資金を提供して、様々な專業合作組織を重点的に支援した。2003 年から 2007 年まで中央政府は 2,700 余りの農民專業合作組織を対象に合計 5.15 億元の特別資金を補助した（張、2008）。以上のように家族請負經營責任制導入以降、さまざまな農民合作組織が模索されてきた。その実践的經驗に基づき、今後の農民合作組織を指導する必要性から 2007 年に「中華人民共和國農民專業合作社法」（以下、「合作社法」と略）が制定された。

表 0-3 農民專業合作社に関連する政策

年別	政策	主な内容
2008	「关于农民专业合作社有关税收政策的通知（農民專業合作社の稅收政策に関する通知）」	農民專業合作社の付加価値稅、印紙稅の優遇政策に関するもの
2009	「关于开展农民专业合作社示范社建设行动的意见（農民專業合作社模範社の建設行動の展開に関する意見）」	農民專業合作社の發展を加速し、模範社の選定・支援に関するもの。
2010	「关于支持有条件的农民专业合作社承担国家有关涉农项目的意见（条件を備えた農民專業合作社が国の農業関連プロジェクトを引き受けることを支援することに関する意見）」	農民專業合作社が農業関連プロジェクトを引き受けることを支持する基本原則、範囲、条件、方式に関するもの。
2013	「关于进一步做好农民专业合作社登记和相关管理工作的意见（農民專業合作社の登録と管理に関する意見）」	農民專業合作社の登録と管理に関するもの。
2013	「国家农民专业合作社示范社评定及监测暂行办法（国家による農民專業合作社模範社の評定及びモニタリングに関する暫定方法）」	農民專業合作社模範社の申告、選定、モニタリングに関するもの。模範社の選定は 2 年に 1 回行うよう求めている。
2014	「农民专业合作社年度报告暂行办法（農民專業合作社の年次報告に関する暫定方法）」	年次報告書及び經營異常リスト管理などの措置を実施することにより、合作社の生産經營、資産状況などの情報を適正に監督するためのもの。
2014	「关于引导和促进农民专业合作社规范发展的意见（農民專業合作社の規程的發展の誘導と促進に関する意見）」	法律に基づいた登録、財産権關係の明確化、組織機構の完備、財務管理の健全化、誠実な經營の実施など合作社の規程的發展に関するもの。

(出所) 筆者作成

「合作社法」は農民專業合作社を主要な組織形式とし、農民專業合作社の定義、原則、サービス対象、構成員、権利と義務、管理モデルなどについて詳しく規定している。表 0-3 に示されるようにその後、「農民專業合作社登録管理条例」「農民專業合作社模範定款」「農民專業合作社財務會計制度」が相次いで制定され、農民專業合作社のための法的枠組みが構築され、農民專業合作社が法律に基づいて発展する新しい段階に入った (劉ら 2017)。2007 年「中央 1 号文書」は農民專業合作社を初めて「現代農業発展の要求に適応する経営主体」と位置づけた。そして、2013 年の「中央 1 号文書」はそれを「基本主体」「新型経営体」と「有効な担い手」、2016 年はさらに「新型農業サービス主体」と定義している (張ら 2016 年)。この段階では中国政府は農民專業合作社を支援するために特別な資金を拠出するほか、税収優遇策として、販売される農産物は農業生産者と同じように付加価値税を免除する。社員は農民專業合作社から種子、化学肥料、農業機械、農薬などを購入する付加価値税を免除する。同時に、土地流動補助金、食糧栽培補助金、農業機械購入補助金、退耕還林補助金などの各政策補助金を与えている。農民專業合作社の数は 2007 年以降飛躍的に増加し、2018 年までに法律に基づいて登録された農民專業合作社の総数は 217.3 万社に達し、年平均増加数は約 19.5 万社、年平均増加率は 64%であった (図 0-1)。

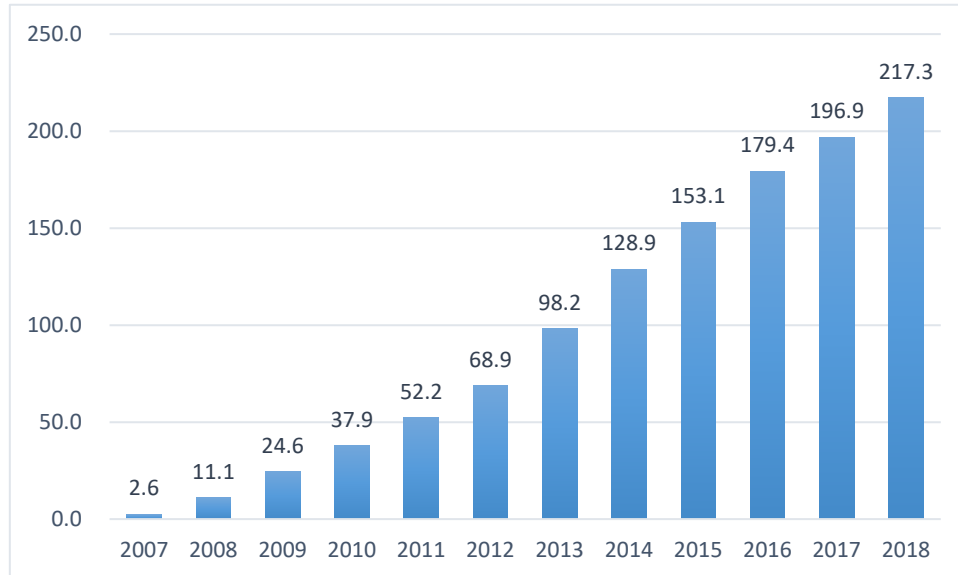


図 0-1 農民專業合作社数 (2007-2018) (万社)

出所：国家工商総局と農業農村部の発表データに基づいて筆者作成

農民專業合作社をはじめとする農民專業合作組織に関する研究は日本でも数多く蓄積されてきた。河原 (2007) は農民專業合作社法制定以前に設立されている 11 の農民專業合作經濟組織の事例を対象に、農民專業合作組織の機能によって情報型と販売型 (販売に関する業務を行うもの) とに大別し、さらに後者を①相対型、



②買取型、③代理型、④共同販売型に細分している。まず情報型とは新品種や農業技術の普及、情報交換等を行う組織であり、先行研究の事例分析を根拠に、その農業共同化機能が技術情報の市場補完にあることを指摘している。次に販売型は市場情報や生産資材の提供に関する関連業務を並行することがあるが、基本は生産物の均質化を図り販売業務を行うものであると定義されている。そのうち①の相対型は、組織が販売に直接関与せず農家に業者を紹介したり取引の場を提供したりするものである。河原は事例分析から農家に市場情報を提供することで産地仲買人との情報格差を縮小する補完的市場の形成という共同化機能が見られるとしている。②の買取型は、組織または傘下企業が農家から農産物を買取り、加工販売を行うタイプの組織である。③の代理型は、組織が農家から農産物を集荷して、農家の代理人として販売するタイプの組織である。事例分析から農家と商人の間の情報格差問題が解消されていることから、組織は取引情報の市場補完機能を果たし、また資材の共同購入や同一ブランドで販売することによって規模の経済性の実現を目指している最も進んだ共同化の形態であり、協同組合制度になじむ形態であると結論している。

實劔ら（2009）では農民專業合作組織は事業内容から合作社型と協会型の二つに分類されるという。合作社型とは、専従職員や固定的施設・建設等の実体があり、農産物販売、生産資材購買など経常的な経済活動を行う共同組織である。一方、協会型とは経済的な事業活動を伴わず、主に栽培技術等の研修会や講習会を行う農民專業協会とよばれる組織である。農民專業合作社は2007年に施行された農民專業合作社法に則って設立・登記された組織で、上記の合作社型に属する。

北倉（2008）は農業産業化政策により流通・加工企業の参入を促進することで、企業が持つ資金、技術、情報などを活用することができる一方、参加する農家群が企業に従属せざるを得なくなる危険性を指摘したうえで、農民專業合作社法がその危険性を解消して農家の企業への対応力を強化し、企業の発展と農家所得の増加という二つのメリットを両立させる軌道を設定していると評価している。

成田（2011a, b）は山東省青島市の二つの農民專業合作社の事例分析を通じて、農民專業合作社の協同組合的性格を運営実態から明らかにしようとしている。一つ目の合作社は採卵鶏を飼育する農家を構成員とし、鶏卵の販売を行っている17名の構成員からなる組織であり、二つ目はりんごなどの青果物生産を行う162名の農家が構成員となっている合作社で、りんごの産地商人が理事長となっている組織である。それぞれの事例に協同組合的性格を見出せる側面と、産地商人による合作社の枠組みの利用という側面が併存しており、商人から協同組合への展開途上にある組織であると結論している。

苑（2013）は農産物加工企業、農業資材供給業者及び農産物取次販売業者を代表とする非農業生産者と農業生産者が共同で結合する合作社は中国の農民專業合作社の主流形式であり、農民組合員は加入した後、農業経営収入が増加し、または生産コストが低下するが、農民は合作社のなかで発言権を持たず、意思表示には実

力行使しがなく、協同組合の基本原則を実行に移すことが難しいと指摘している。

以上の研究から、中国農民專業合作社には主導的な役割を果たす企業、商人などの異質的な主体が普遍的に存在し、農家の増収を促進するが、農家は従属的立場に置かれる危険性がある。これは協同組合の性格とは明らかに異なっているが、構成員間の異質性は、長期にわたって存続する中国特有の協同組合である。

## II 研究課題と方法

人民公社の解体に伴い、家族請負経営責任制が導入されたが、農家は零細化と土地の分散化による販売難と小規模経営によるコスト増の問題に直面することになった。主に販売難の解消に取り組んできた農民專業合作社に対して、既存研究はそれがもつ協同組合の性格と中国的特徴をめぐって研究してきた。一方、農民專業合作社の農地規模経営に関する研究はまだ少ない。農家に農業生産資材の購入、農産物の販売、加工、輸送、貯蔵などのサービスを提供する機能だけでなく、土地流動<sup>6)</sup>を通じて農業生産経営を直接行う農民專業合作社も増えている。農地規模経営を図ることが現代農業発展の必然的な選択といわれるが、家族請負経営責任制の下で、小農経営の零細・分散な土地は機械化、規模化経営に対応することができない。ここで農地団地化経営に取り組んでいる農業機械專業合作社の動向に注目することになった。

農業機械作業サービスを主な事業内容とする農機合作組織は、農村環境の変化に伴い、絶えず変遷している。改革開放前の計画経済期の互助組、初級農業生産合作社、高級農業生産合作社と人民公社などの農村合作組織に対応して、農機合作組織は主に国営のトラクターステーションと人民公社時代の農機ステーションである。

改革開放初期、国有制農機合作組織は主に国営農場をサービス対象とし、家庭単位の生産経営体制が確立し始め、農家は小規模生産に適した農機具を自主的に購入し始めた。労働生産性を高めるために、様々な所有形態の農機合作組織が生まれた。農機合作組織の事業内容は作業サービスをはじめ、農機のメンテナンス、技術研修、普及などのサービスも行っている。1990年代後半、山東省、河南省一帯に小麦の地域間農業機械サービスを提供する作業が出現し、專業合作社、專業協會などの新しい農機合作組織が大量に現れた。2004年11月1日に「中華人民共和国農業機械化促進法」が実施され、農業機械作業の地域間の協力を明確に奨励し、多様な形式の農業機械合作組織の発展を促進した。そのうえ、農民と農業生産経営組織に対して国が普及する先進的で適用可能な農業機械を購入する補助金が支給された。財政部によると、2004年に同法が制定されて以来、2020年末までに、

---

<sup>6)</sup> 土地流動とは、土地経営権の流動である。土地経営権流動とは、土地請負経営権を持つ農家が、土地の経営権を他の農家や経済組織に譲渡すること、すなわち請負権を保持し、経営権を譲渡することを意味する。

中央政府は累計 2,392 億元を投入し、農民と農業生産経営組織に各種農業機械 4,800 万台余りの購入を支援した。

表 0-4 農業機械合作組織の推移

項目 年度	合計		うち、農機專業合作社			
	機構数(社)	人数(人)	機構数(社)と割合(%)		人数(人)と割合(%)	
2008 年末	165,636	726,035	8,622	5.2	106,524	14.7
2009 年末	175,329	869,343	14,902	8.5	255,307	29.4
2010 年末	171,465	1,019,040	21,760	12.7	433,013	42.5
2011 年末	170,572	1,194,947	27,848	16.3	582,182	48.7
2012 年末	167,038	1,449,088	34,429	20.6	817,774	56.4
2013 年末	168,574	1,707,905	42,244	25.1	1,097,240	64.2
2014 年末	175,124	1,894,761	49,435	28.2	1,292,166	68.2
2015 年末	182,453	1,992,980	56,525	31.0	1,382,982	69.4
2016 年末	187,301	2,080,737	63,184	33.7	1,449,388	69.7
2017 年末	187,358	2,135,990	68,007	36.3	1,524,006	71.3
2018 年末	191,526	2,139,837	72,640	37.9	1,527,066	71.4
2019 年末	192,173	2,133,223	74,438	38.7	1,514,215	71.0

(出所)『中国農業機械工業年鑑』各年版により筆者作成

2006 年以降、政策や法規がより整備され、農機合作組織の発展は急速な段階に入った。2007 年に「合作社法」が公布・実施された後、登録管理、財務会計制度、租税政策、金融サービス、農業関連プロジェクトの引き受け、モデルコミュニティの建設などの方面に関する一連の合作社制度の設立を強化する規範的な指導文書と政策が相次いで打ち出された。農業部も「農機合作社示範定款」、「農機專業合作社の発展を加速することについての意見」、「農機合作社整備室建設基準」など、農機合作社に関する一連の定款や意見を発表した。農機サービスと所有形態の絶え間ない革新によって、さまざまな農機合作組織が誕生したが、そのうちの「合作社法」によって設立された農機專業合作社と従業員の増加はめざましい。表 0-4 は 2008 年～2019 年農業機械合作組織の推移を示している。まず、合計機構数は全体的に微増しているのに対して、人数は大幅に増えている。次に、2008 年農業機械合作組織に占める農機合作社の機構数と人数の割合はそれぞれ 5.2%と 14.7%であったが、2019 年にこの数値は 38.7%と 71.0%に急上昇した。農機合作社の機構数と人数は 2008 年～2019 年の間にそれぞれ 8.6 倍と 14.2 倍に増えたのである。また、農機合作社 1 社あたりの人数も 2008 年末の 12 人程度から 2019 年末の 20 人程度まで増え、農機合作社の規模が大きくなっている。2020

年、全国農業機械合作組織は 19.46 万個で、その中に農機專業合作社は 7.89 万個で、占める割合は 40%を超え、農機專業合作社は農機合作組織の中で主要な位置を占めている<sup>7)</sup>。

農業部は 2013 年 10 月 21 日に発行した「農機社会化サービスの強力な推進に関する意見」の中で、「一部の實力のある農機專業合作社が請負土地を流動し、農機作業サービスを提供し、農業生産經營に従事する市場主体になることを奨励する」方針と打ち出した。農業部が土地の流動と農機專業合作社とのつながりを明らかにしたのは初めてで、農機專業合作社の農機作業能力の向上に伴い、事業内容は農機作業サービスの提供だけでなく、土地の流動によって農地団地化經營が可能になったことを示している。しかし、今までの研究はまだ農業機械專業合作社（以下、農機合作社と略）の農地団地化經營の実態研究に及んでいない。

本論文では農機合作社の農地団地化經營を研究対象とし、農機合作社がどのように農地団地化經營を展開し、持続的に發展していくのかを明らかにしたい。この問題を研究するために、本論文では次の三つの側面からアプローチしようとする。

まず、農機合作社がどのように土地流動により土地を集積するかという問題である。農機合作社は主に借地と農地出資という二つの方式を通じて団地化經營を形成することができる。しかし、借地經營は、事前に大量の資金を投入する必要があり、もともと資金が不足している農機合作社にとっては困難であると同時に、農機合作社はすべてのリスクを負担せざるを得なくなる。それに、家族請負經營責任制が導入されたとき、農地の肥沃度によって農地を分けて各家族に分配されていた。それによって、農家一戸あたりの農地は数カ所に分散され、貸し手としての農家が上田を自作地とし、残りの農地を貸し出すのが一般的であった。そして、農村労働力の農外就業など、農作業から離れた農家は自分の農地を低地代または無料で親戚あるいは親しい農家に貸すことが多かった。このような形で農地をいったん手にした農家は農地を再び貸すよりも自營を選択する傾向がある。以上の原因で農機合作社にとって「借地」によって農地団地化を実現するには相当難しいと言える。一方、農地出資は、農機合作社が事前に地代を支払う必要はないが、農家から土地經營権の出資をいかに獲得するかが鍵となる。

次に農機合作社はどのように剰余金分配を行うかという問題である。「合作社法」によると、農民合作社は、農村における家族請負經營のもとに同種の農産物の生産經營者または同種の農業生産サービスの提供者、利用者が自発的に連合し、民主的な管理を行う互助的な經濟組織であるため、社会的公平性と經濟的効率性の二重属性を持っている。それが利潤の追求を主な目的とする会社制企業とは異なり、剰余金の分配方式にも表れている。会社制企業は株式に応じて利潤を分配すべきであるのに対して、農民合作社の剰余金は主に社員と合作社の間に取引に由

<sup>7)</sup> 中華人民共和國の中央人民政府の「新しい農業機械購入補助金政策」  
[http://www.gov.cn/zhengce/2021-06/19/content\\_5619463.htm](http://www.gov.cn/zhengce/2021-06/19/content_5619463.htm)

来するので、異なる分配方式を実行している。

各国の農業協同組織の剰余金配当方式の多くは国際協同組合同盟（ICA）の原則に従って剰余金の大部分が取引量（額）に応じて還付することで、イギリスのロッチデール先駆者協同組合を手本としたものである。ロッチデール先駆者協同組合は、工場で働いていた社員たちが共同出資し、社員向けの消費者協同組合である。剰余金は社員と協同組合の取引から生まれたもので、主に取引量（額）に応じて社員に還付されて、協同組合そのものの目的は社員の生活と経済的地位を高めるため、営利を目的とするものではないことを示している。

中国の農民專業合作社の剰余金分配原則も ICA の原則に基づいて制定されたものである。しかし、現段階では中国金融機関が合作社と構成員に提供する貸付方式が少なすぎて、条件も厳しい（孫 2009）ため、資金は現在合作社の発展の主なボトルネックの一つである。また、大多数の農家社員の資金は非常に限られているため、大規模農家、企業、社会資金を合作社に誘致することは多くの合作社が資金問題を解決する唯一の方法となっている（鄭 2011）。資金をはじめとする希少な要素が少数の人に握られていることで、構成員の異質性の問題が顕在化し、コア社員は剰余金分配において支配的な役割を果たし、コア社員の利益を代表する出資高に応じる配当は剰余金分配において主要な地位を占めている。

一方、農機專業合作社について、孔（2014）は「合作社法」の「取引量（額）」は農機合作社に適応していないと指摘した。それに、農機合作社は農業機械やインフラなどへの投資が大きいため、資金依存度が高く、農機合作社の農地団地化経営において、農機合作社の多様な投入と多様な分配形式が絡み合っているため、農機合作社の剰余金分配を把握することが更に困難である。合理的な剰余金分配方式は農機合作社の各要素の投入に有利し、農地団地化経営を維持できる鍵である。

最後に農民專業合作社連合会がどのような役割を果たすことができるかについての問題である。近年、農民專業合作社の数は急速に増加してきたが、全体的に合作社の規模はまだ小さく、1 合作社あたりの入社農家は 30 戸程度である<sup>8)</sup>。多くの合作社は規模が小さく、市場競争力が弱く、リスク対抗力が低く、環境変化に対応した自己成長の実現が困難である（張ら 2018a）。そのため、合作社間の組織協働と資源結合に基づいて、いくつかの重要な生産要素の共同使用により、合作社の資源賦存の制約を緩和し、農民の協力規模の効果を高める重要な突破口となる。（崔ら 2019）。それだけでなく、国際協同組合の発展の経験から見ると、国際協同組合連盟は「協同組合間の協力」を提唱し、1966 年にこの理念が協同組合の基本原則に組み込まれた。そして、協同組合が戦略連盟に向かうことは日韓協同組合の基本的な組織形態であり、欧米先進国の協同組合の発展傾向でもある（苑 2015；譚 2016）。2017 年に新たに改正した「農民專業合作社法」の第七章に連合社

<sup>8)</sup> 「農民專業合作社發展研究報告（2021）」によると、農民專業合作社連合社は 10,273 社、農民專業合作社の構成員は 6682.8 万人になったという。

に関する規定が新たに八条追加され、農民專業合作社連合社の法的地位が明らかになり、連合社の設立条件と運営方針などに関する規定が行われた。連合社が農民專業合作社の規範的かつ効率的な発展を実現する基本形態であると考えられる。農機合作社は、土地が一定規模に達すると、それ以上の規模を拡大せずに連合社を形成する。

本論文は中国黒竜江省を調査対象とする。黒竜江省は中国の食糧生産第 1 位の省で、食糧作物の面積は 2 億ムーを超え、トウモロコシ、水稻、大豆の 3 大作物の面積と生産量はいずれも全国第 1 位である。『黒竜江年鑑』(2020 年)によると、黒竜江省の農地面積は 4,142 万ヘクタールで、全省の土地総面積の 88.01%を占め、全省の耕地面積は 1,593 万ヘクタールで、全省の土地総面積の 33.85%を占めている。2019 年の全省の食糧作物の作付面積は 1,434 万ヘクタール以上で、そのうち大豆面積が 428 万ヘクタール、トウモロコシ面積が 588 万ヘクタール、水稻面積が 381 万ヘクタール。食糧の総生産量は 7,503 万トンで、9 年連続で全国 1 位となった。そのうち、水稻は 2,664 万トン、トウモロコシは 3,940 万トン、大豆は 781 万トンだった。

黒竜江省の農機の総動力は 6,340.4 万キロワットに達し、省全体のトラクター保有量は 161.5 万台で、そのうち 100 馬力以上が 5.4 万台、大型収獲機保有量は 17 万 2 千台に達し、耕作収獲総合機械化率は引き続き 97%以上を維持している。黒竜江省は 2008 年から 2015 年にかけて、農機購入補助金の特別資金を累計で 131.4 億万元投入し、1,161 社の大型農機合作社を設立した。そのうち、1,000 万元以上の農機合作社は 1,107 社で、全国第 1 位である<sup>9)</sup>。黒竜江省農業農村庁によると、2018 年末まで黒竜江省には農機合作社が 1,411 社あり、そのうち 36 社が国家級農機合作社模範社、242 社が省級農機合作社模範社で、農機合作社社員は 4.9 万戸に達している。全省の農機合作社が自主的に土地面積 556 万 4,900 ムーを経営して、単項作業受託面積は 1926 万 7,000 ムー、全項目の作業受託は 192 万 2,000 ムーに達する。

以上のように農機合作社は黒竜江省の食糧生産において重要な役割を果たしており、その土地規模経営面積も大きい。本論文は「全国農民專業合作社模範社」「黒竜江省農機專業合作社模範社」と評価されている RF 農機合作社(黒竜江省チチハル市克山県)を研究事例とする。

RF 農機合作社は 2009 年 10 月理事長(李鳳玉 550 万元)と 6 戸の農家(1 人あたり 50 万元)、合計 850 万元の共同出資によって設立された。2020 年現在の社員数は 1,014 戸である。固定資産は 6,200 万元で、馬鈴薯育種室(2.7 ムー)、日光温室(34.5 ムー)、ネットハウス(58 棟)、倉庫(18 ムー)、トウモロコシ乾燥機(一日乾燥量 500 トンと 1,000 トンのそれぞれ 1 台)、農業機械(169 台)

<sup>9)</sup> 2015 年 11 月 17 日に山東省において開催された全国農機發展經驗座談会で農業部農業機械化管理司の李偉国司長が行った談話による。

[http://www.moa.gov.cn/xw/zwdt/201511/t20151120\\_4909215.htm](http://www.moa.gov.cn/xw/zwdt/201511/t20151120_4909215.htm)

からなっている。主な事業内容は作業受託と入社農地経営からなっている。農業機械の作業可能面積は15万ムーとされ、実際の作業受託面積は8.7万ムー、入社農地面積は5.6万ムーなので、農機の利用率は95%以上である。主な農産物はトウモロコシ、馬鈴薯、大豆である。

RF 農機合作社の経営状況は表0-5のように、2011年から農地出資という土地流動の方式によって農地団地化経営が始まり、2015年にその農地経営面積は56,000ムー、社員数は1,014戸に達している。社員数は2014年2,638戸から2015年の1,014戸に減ったのは警察署に登録している戸籍数によって入社農家数を是正したためとされる。それ以降、入社農家数と入社農地面積は変わらず、規模拡大は止まったのである。そして農地出資配当は2011年と2012年は保証した地代とその金額に応じる現金出資配当からなったが、2013年以降は土地持ち農家との安定的関係を維持するため、分配可能な剰余金の60%以上を農地出資配当にあてている。さらに農産物市場の価格変動の影響を受ける合作社の収益を安定させるために、2014年7月、RF 農機合作社は同じ克山県に位置する36社の農機合作社との共同でLX 農機連合社を設立した。また、2015年3月に発起人として黒竜江省最大のLL 連合社を立ち上げ、加工と販売の共同出資会社の設置など、連合経営による規模経営のメリットを追求するようになっている。

表0-5 RF 農機合作社における経営状況の概要

項目 年度	社員数 (戸)	入社農地面積 (ムー)	総収入 (万元)	総利益 (万元)	農地出資配当		現金出資配当	
					比率	金額 (万元)	比率	金額 (万元)
2010	7	—	100.0	-187.0	—	—	—	—
2011	314	15,000.0	2,763.7	1,342.2	350元/ムー	525.0		817.2
2012	1,222	30,128.4	5,594.0	2,758.6	350元/ムー	1,054.5		1,704.1
2013	2,436	50,159.0	10,596.1	5,328.9	74%	3,943.4	26%	1,385.5
2014	2,638	54,000.0	10,748.0	4,890.2	75%	3,667.7	25%	1,222.5
2015	1,014	56,000.0	9,055.2	4,196.3	78%	3,273.1	22%	923.2
2016	1,014	56,000.0	8,662.3	3,625.7	78%	2,828.0	22%	797.7
2017	1,014	56,000.0	7,486.0	2,856.0	78%	2,227.7	22%	628.3
2018	1,014	56,000.0	7,858.4	3,216.5	78%	2,508.9	22%	707.6
2019	1,014	56,000.0	8,175.3	3,570.7	78%	2,785.1	22%	785.6
2020	1,014	56,000.0	9,208.1	4,667.8	78%	3,640.9	22%	1,026.9

(出所) RF の内部資料と同合作社への聞き取り調査により筆者作成

筆者はRF 農機合作社の事例を研究するために2018年11月から2021年4月ま

で合計 10 回、8 人の関係者に対して現地聞き取り調査を行った。HY 農機合作社連合社<sup>10)</sup>を除き、すべては黒竜江省チチハル市克山県にある RF 農機合作社およびそれを中心に設立した連合社が調査対象となっている（表 0-6）。

表 0-6 現地調査の概要

時期	調査地	調査対象	主な内容
2018 年 11 月 18 日	チチハル市克山県河南郷 RF 農機合作社	RF 農機合作社の理事長李氏	RF 農機合作社の設立経緯、運営状況
2018 年 11 月 19 日	チチハル市克山県河南郷 RF 農業発展有限公司	RF 農業発展有限公司の社長康氏	RF 農業発展有限公司の設立経緯、運営状況
	チチハル市克山県河南郷	河南郷共産党委員会宣伝委員孫氏	河南郷の農機合作社の発展状況
2019 年 5 月 13 日	チチハル市克山県河南郷 RF 農機合作社	RF 農機合作社の理事長李氏	RF 農機合作社の農地団地化の形成経緯、剰余金分配方針
2019 年 5 月 14 日	チチハル市克山県河南郷 RF 農機合作社	RF 農機合作社のオペレーター王氏	オペレーターの作業内容、給料
		土地出資農家趙氏	農地出資配当、入社動機
2019 年 12 月 23 日	チチハル市克山県河南郷 RF 農機合作社	RF 農機合作社の理事長李氏	RF 農機合作社の運営状況、LL 連合社の運営状況
2019 年 12 月 24 日	チチハル市克山県河南郷	河南郷の副郷長盧氏	河南郷の農機合作社の発展状況
2020 年 3 月 14 日	ハルビン市	LL 農業投資会社の社長王氏	LL 農業投資会社の運営状況
2020 年 3 月 15 日	ハルビン市双城区	HY 農機合作社連合社の理事長杜氏	HY 農機合作社連合社の運営状況と設立経緯
2020 年 11 月 25 日	チチハル市克山県河南郷 RF 農機合作社	RF 農機合作社の理事長李氏	RF 農機合作社の剰余金分配状況と LL 連合社の機能
	チチハル市克山県河南郷	河南郷の副郷長盧氏	河南郷の農機合作社連合社の発展状況
2021 年 4 月 5 日	ハルビン市	RF 農機合作社の理事長李氏	LL 連合社と LL 農業投資会社の運営状況

（出所）筆者作成

### III 本論文の構成

家族請負経営責任制の実施は小農経営の積極性を高めたが、市場経済の進展に伴い、小規模農家は大市場に対応することが困難になったので、様々な農民合作組織が生まれた。改革開放前の政府主導の共同生産、均等に分配する合作組織の経験を取り入れ、改革開放後、国は農民合作組織の自主発展を奨励した。政府は農民合作組織を規範化するために、「合作社法」を制定し、条件を満たす農民專業合

<sup>10)</sup> RF 農機合作社と LL 連合社の特徴を明らかにするために、HY 農機專業合作社連合社の杜氏に農地団地化の形成経緯と連合社の運営状況に関して聞き取り調査を実施した。



作社を支援することで、農民合作組織の規範化発展を促進する。このような政策の影響で、農民專業合作社は急速に発展すると同時に、中国の三農問題を解決する主要な「担い手」となっている。

一方、都市化の急速な推進と農村労働力の移転に伴い、耕作放棄地が増加している。土地の流動を通じて、農地規模経営を実現することは農業の生産効率を高め、農民の収入を増やす重要な方法である。国家の農業機械化への投入に伴い、農機合作社の数は急速に増え、農機作業サービスを提供による農地団地化経営が展開されている。本論文の目的は黒龍江省 RF 農機合作社を事例に農機合作社の農地団地化経営の展開を検討することである。

第一章「農業機械專業合作社における農地団地化経営と農地出資」は中国農村の土地流動政策の変遷及び土地流動状況の変動を通じて、中国農村の土地流動環境をスケッチするうえで、黒龍江省 RF 農機專業合作社の実証研究を通じて、RF 農機專業合作社の形成経緯を整理した上で、その団地化経営を形成する条件を明らかにし、その持続的な発展が課題であることを指摘する。RF 農機專業合作社は借地経営に失敗した後、「七カ条の承諾」を打ち出して「農地出資」方式で農地の団地化経営が実現でき、RF の「配当方針の変動」を通じてその団地化形成の条件を探る。

第二章「農機合作社の剰余金分配」では、農業機械專業合作社の剰余金分配を明らかにする。事業内容に基づいて農機專業合作社の剰余金分配の概要をまとめた上で、RF 農機專業合作社の剰余金分配制度の変遷を分析することにより、生産経営型農機專業合作社、つまり農地団地化経営機能を兼ねる農機專業合作社の剰余金分配を探求する。

第三章「農民專業合作社連合社の機能と特性」では、RF 農機合作社を中心とする黒龍江省最大の LL 農民專業合作社連合社の運営実態、連合社の機能と特性を考察している。

おわりに、第一章から第三章まで述べた農機專業合作社の農地団地化経営の形成、剰余金分配と農民專業合作社連合社の機能と特性をまとめた上で、農機專業合作社の農地団地化経営形成条件と持続的発展の要因を明らかにする。

## 第一章 農業機械專業合作社における農地団地化経営と農地出資 —黒竜江省 RF 農機合作社の事例を中心に—

家族請負経営責任制の導入に伴い、農家の生産活動と収入を結びつけることにより、農家の生産意欲が向上し、農産物の収量増大に寄与したが、生産規模の零細化と農産物の販売難という問題が顕在化した。そこで農民專業合作社の設立により販売難の問題解決を図っているが、生産規模の零細化問題が残ったままで、土地流動が最大の障害となっていた。本章では、土地流動政策の変遷を追跡し、中国農村の土地流動概況を把握したうえで、黒竜江省 RF 農機合作社の経営実態に焦点をあて、「農地出資」による農地団地化経営の形成経緯とその条件を明らかにする。

### I 土地流動の政策と現状

#### 1 土地流動政策の変遷

1978年に改革開放政策が実施された後、家族請負経営責任制の推進および人口の都市と農村の移動制限の緩和に伴い、農村労働力の非農産業への移動もますます頻繁になってきている。1980年代初め頃、土地流動の現象が中国沿海農村地区に現れた。家族請負経営責任制を強固に完備し、農業経営の効率性を向上させる考えに基づいて、1984年、中央1号文書は「土地の篤農家への漸進的な集中を奨励する」という方針を示した。意図的に農地の篤農家への集中を誘導し、事実上の土地規模の経営を承認した。1987年、江蘇省南部、浙江省温州などで適正な規模経営を試行的に模索するため、改革試験区を設立し、適正な農地規模経営の幕が開けられた。

改革開放の推進と社会主義市場経済体制改革の方向性の確立に伴い、中国政府は農村の土地改革と規模経営の探索を続けている。1990年、鄧小平は社会主義農業の「第二次飛躍」、すなわち「適正な規模経営を發展させ、集団經濟を發展させる」方針を提出した。同年の「中国共産党中央委員会（以下、中共中央と略）国務院1991年農業および農村の仕事に関する通知」では、「農業の適正な規模経営を發展させる条件のある少数の地方では、大衆の意向に基づいて、土地に応じて適切に調整することができるが、条件を無視して強引に推進してはならない」と述べた。2001年「中共中央の農家請負地使用権の流動に関する通知」は、「土地の適正な規模経営を段階的に確認する」こと、2002年、中国共産党の第16回全国代表大会報告は、「条件のある地方では、法律、任意、有償の原則に基づいて土地請負経営権の流動を行い、段階的に規模を拡大して経営することができる」と提案した。このように、この段階では、国の政策レベルで農業の適正な規模経営を支持する態度に傾きつつあるが、依然として土地流動政策を広範囲に拡大しておらず、農業の適正な規模経営の位置づけと地位は明確になっていない。

都市化の推進と戸籍制度の改革に伴い、農業集団内部の分化は日増しに深刻化

し、大量の農業労働力が都市に移動する<sup>1)</sup>と同時に、一部の農民が自主的に土地を請け負い、規模経営を展開しているため、土地流動の現実的な需要はますます強くなっている。2003年「中共中央の社会主義市場経済体制の完備に関する若干の問題に関する決定」は、「土地流動方法を完備し、適正な規模経営を漸進的に発展させる」と提起した。2005年「農村土地請負経営権流動管理方法」は土地流動の形式、契約締結などについてより詳細なガイドラインを示した。2007年、「中華人民共和国物権法」は土地請負経営権流動の法律地位をさらに強化した。このような法律の支持があって、農家の規模経営意識が徐々に強まり、土地流動行為もますます頻繁になり、専業農家、家族農場<sup>2)</sup>、農民専業合作社などの新しい農業経営主体が次第に現れ、農業の適正な規模経営の形式がより多様化し、領域がより広がってきた。

農業経営主体が多様化し、土地流動が頻繁になるにつれて、政策レベルでも土地流動を規範的に誘導することの重要性と必要性が認識され、多様な形式による適正な規模経営が明確に奨励されるようになった。2008年、中央1号文書は、「条件のあるところで、多様な形態による適度な規模で経営する市場環境を育成・発展させる」ことを述べている。同年「中共中央の農村改革発展推進に関する若干の重大問題に関する決定」は、「農民が下請け<sup>3)</sup>、賃貸借、交換<sup>4)</sup>、譲渡<sup>5)</sup>、出資<sup>6)</sup>などの形式で土地請負経営権を流動させ、多様な形態の適正な規模経営を発展させることを許可する」とした。2018年の「中華人民共和国農村土地請負法」改正版では、主に農村の土地を「三権（所有権、請負権、経営権）分置」の制度化を行い、土地の所有権が集団に帰属し、請負者（農家）が請負権と経営権を有し、農家が自分で経営することも、土地請負権を留保したまま、土地経営権を他人に譲渡することもできることを明確にしている。土地請負期間内に土地請負権と経営権を持っている請負農家が都市に定住した後、その土地を流動することもでき、また元の集団に返還して、一定の補償を受けることもできる。それに加えて、「農

1) 「中国農村統計年鑑 2021」によると、農村人口は1995年の8億5947万人から2020年の5億979万人に減少している。

2) 家族農場は欧米に由来する外来語で、中国では大規模農家をアップグレードしたようなものだ。通常、家族構成員を主要な労働力とし、農業の大規模化、集約化、商品化された生産経営に従事し、農業収入を家族の主な収入源とする新しい農業経営主体と定義される。

3) 下請けとは請負期間内に、請負者が土地請負経営権の一部または全部を一定期間で同じ集団経済組織の他の農家に回して農業生産経営に従事させることである。下請け後、元の土地請負関係は変わらない。下請けは発注者の同意が必要なく、発注者に届け出るだけである。

4) 交換とは農家同士による圃場の交換によって圃場の数を減らして土地の規模経営を実現することである。近年、いくつかの地方政府は、単一の農家の請負地の分散による土地の零細化現象に対して、零細・分散化した農地を集約するための「農地の交換」を積極的に促している。

5) 譲渡とは、契約期間内に請負者が安定した非農業職業または安定した収入源がある場合、請負者の申請と村集団の同意を経て、土地請負経営権の一部または全部を他の農業生産経営に従事する農家に譲渡することである。譲渡後に元の土地請負関係は中止し、元請負者の請負期間内の土地請負経営権の一部または全部消滅する。なお土地請負経営権の譲渡は発注者の同意が必要である。

6) 出資とは、請負者（農家）が土地経営権の一部または全部を出資として、会社、合作経済組織などの株主または構成員になること。

村土地経営権流動管理方法」では、土地経営権の流動方式は、賃貸借(下請け)<sup>7)</sup>、出資、その他の関係法律と国家政策規定に適合する方式を採用することができるという。また 2013-2020 年の中央 1 号文書はいずれも「多様な形の適正な規模経営を発展させる」ことを強調し、多くの政府部門が農業の適正な規模経営を支える金融、財政などの政策を次々に打ち出している。

以上、政策変遷の過程から分かるように、中国政府は農業の適正規模経営に対する重視度を絶えず強化し、農業経営主体の適正規模経営への参加意欲を高めている。農業経営主体の組織モデルの革新により、各種類の生産要素を積極的に集中させ、適正な規模経営形態の多様化を促している。

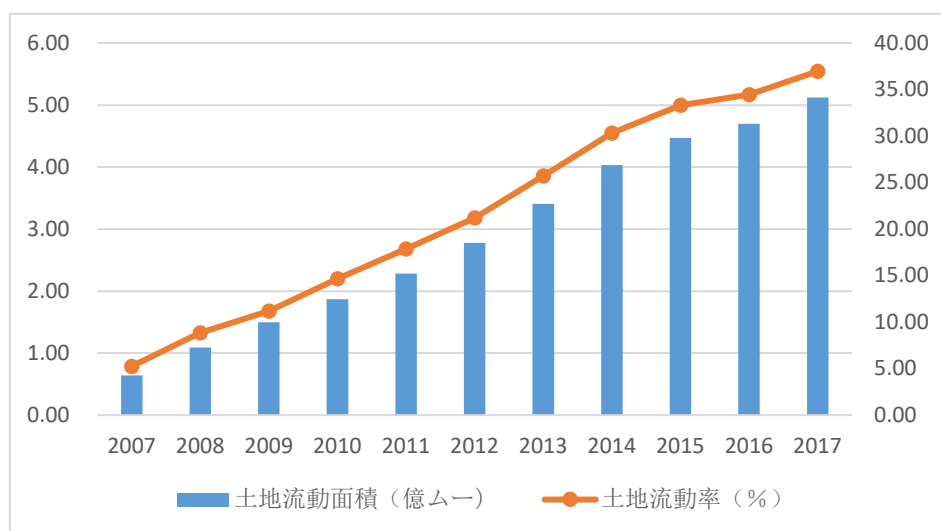


図 1-1 中国農村土地流動の変化

(出所) 中国農業農村部『農村経営管理情況統計総報告』(2007—2017) により筆者作成

## 2 土地流動の現状

1980 年代初頭、沿海部の農村地域では土地流動現象が現れ始め、次第に内陸に広がっていった。2007 年までの比較的長い期間、農村の土地流動面積が家族の請負農地面積に占める割合はほぼ 4.40%~5.40%の間で推移していたが、2008 年から、全国各地の農村の土地流動が加速し、土地流動面積が年々拡大し、土地流動率<sup>8)</sup>が急速に上昇した(図 1-1 参照)。土地流動面積は 2008 年の 1.09 億ムーから 2017 年の 5.12 億ムーに急速に拡大し、2017 年の流動面積は 2008 年の 4.70 倍で、年平均 0.45 億ムーに増えている。土地流動率は 2008 年の 8.85%から 2017 年の 36.97%に達し、年平均 2.81 ポイント上昇した。2017 年、請負農地を流動した農家は 7070.56 万戸に達し、家族請負農家総数の 31.16%を占めるようになっている。

農村の土地流動方式は主に賃貸借(下請け)、譲渡、交換、出資などのように多

<sup>7)</sup> 下請けは賃貸借と同じ土地流動方式と見なされている。

<sup>8)</sup> 土地流動率 = (土地流動面積/家族請負農地面積) × 100%

様化している。表 1-1 が示すように、流動方式によって流動する土地面積は異なり、賃貸借（下請け）はずっと支配的な地位にある。2007 年から 2017 年にかけて、賃貸借（下請け）方式で流動している土地は、流動している総面積の約 8 割を占めている。一方、譲渡方式で流動する土地面積が流動総面積に占める割合は 2007 年の 7.81%から 2017 年の 2.73%に 5.08 ポイント下がり、大きな減少を示している。これは、多くの土地請負農家が請負土地とその土地の請負経営権を失いたくないことを示している。また農地出資という方式で流動する土地面積が土地総流動面積に占める割合は 2007 年から 2013 年まで増加傾向にあったが、その後わずかに減少している。交換という方式で流動する土地面積が土地総流動面積に占める割合は特に大きな変動はなく、平均 5.56%程度を維持している。

表 1-1 流動方式による流動面積の割合の変化

	賃貸借（下請け）	譲渡	交換	出資	その他
2007	79.69	7.81	4.69	3.13	4.69
2008	80.74	6.42	4.59	4.59	3.67
2009	78.29	4.61	4.61	5.26	7.24
2010	78.07	4.81	5.35	5.88	5.88
2011	78.07	4.39	6.58	5.70	5.26
2012	78.42	3.96	6.47	5.76	5.40
2013	77.65	3.82	6.47	7.35	4.71
2014	79.90	2.98	5.71	6.70	4.71
2015	81.43	2.68	5.37	6.04	4.47
2016	82.25	2.71	5.43	5.22	4.38
2017	80.86	2.73	5.86	5.86	4.69

（出所）中国農業農村部『農村経営管理情況統計総報告』（2007—2017）により筆者作成

表 1-2 異なる主体への土地流入面積の割合の変化(%)

	農家	農民專業合作社	企業	その他
2009	71.71	9.21	9.21	9.87
2010	68.98	11.76	8.02	11.23
2011	67.98	13.60	8.33	10.09
2012	64.75	15.83	9.35	10.07
2013	59.41	20.00	10.59	10.00
2014	58.31	21.84	9.68	10.17
2015	58.84	21.70	9.40	10.07
2016	58.46	21.71	9.60	10.23
2017	57.62	22.66	9.76	9.96

（出所）中国農業農村部『農村経営管理情況統計総報告』（2009—2017）により筆者作成

流動土地を受ける主体を見ると、表 1-2 のように、農家への土地流入面積が土地総流動面積に占める割合は、2009 年の 71.71%から 2017 年には 57.62%と減少

傾向にあるが、依然として最も高い。流動土地の受け皿としての企業の割合は9%にとどまり、あまり増えていない。それに対して、農民專業合作社に流入する請負土地面積の割合は9.21%から22.66%に上昇している。農民專業合作社はすでに土地流動による農業規模經營の主要な新しい經營主体となっていることがわかる。

農民專業合作社の中で、農機合作社は農機の規模が拡大するにつれて、事業内容は農機作業サービスに限らず、農機作業の効率化のために、土地流動を通じて、農地団地化經營が展開されている。本章は食糧主産地である黒龍江省のRF農機合作社の經營実態に焦点を当て、とくに農機の投入に必要な不可欠とされる零細的な農地の集約、言い換えれば農地団地化經營の形成経緯と条件を明らかにしたい。

## II 農機專業合作社に関する研究

日本では、中国における農民專業合作社に関する研究が多いが、中国の農機合作社に関する先行研究はまだ僅かしかない。周(1998)は、「農民專業合作社法」前の黒龍江省における農業機械合作組織を国営組織—郷鎮農業機械管理センター、股份合作制組織<sup>9)</sup>、個体組織<sup>10)</sup>—農機專業戸の三種類に分けて、それぞれの農業機械合作組織の展開過程を述べながら、その事業内容、すなわち作業受託を中心とする農業機械サービスの提供について分析している。また、趙(2014)は、河南省の事例に基づいて農機合作社の事業内容は作業受託にとどまらず、「借地經營」まで実施していることを解明している。

一方、中国国内では、農機合作社の農機サービスの發展現状、農機サービスの役割と意義、効果、問題点と改善策などの抽象的な研究が多く、内容は政策の解説と包括的な提言が多い(王ら、2014)。李(2015)は、農機合作社の經營について「土地转包(下請け)型と土地入股(出資)型」という二つのモデルを提示している。「土地转包型」とは、農機合作社は兼業農家あるいは労働力不足農家から農地を借り、その対価として農家に地代を支払う「借地經營」のことである。一方の「土地入股型」とは、入社農家の農地を農機合作社への出資と見なし、配当を与える「農地出資」のことである。また趙(2019)は、黒龍江省大慶市のドゥルベルトモンゴル族自治県の14社の農機合作社の經營状況を通して、資金不足と土地流動難など農機合作社が直面している課題を指摘している。

以上の先行研究からわかるように農機合作社は作業受託という従来の事業内容から踏み出し、「借地經營」と「農地出資」という新しい經營手法を模索している。その背景には零細のかつ分散な農地が機械の使用を妨げていることが挙げられる。いうまでもなく、農地の集約と機械の導入による農業生産の効率化は中国にとって不可避で、それは農機合作社に課された使命でもある。農業機械の効率的利用のために、農機合作社にとっては零細的な農地の集約、つまり農地団地化經營が大きな課題であると考えられる。しかし、先行研究はこの

<sup>9)</sup>「股份合作制組織」とは、国、郷(鎮)政府、農家の共同出資によって設立した株式制企業のことである。

<sup>10)</sup>「個体組織」とは、農機サービスを提供する農機持ち農家を指す。

課題を意識しているものの、農地団地化経営の実態に関する業績はほとんど見られない。

ここで本稿が用いる基本概念について整理してみたい。まず、農地団地化経営とは零細・分散な農地を集約して共同経営を行うことである。それを実現するための方法として「借地経営」と「農地出資」がある。「借地経営」とは農機合作社が社外の農家から有償で農地を借りて農業経営をすることである。ただし資金不足と土地流動難に直面する農機合作社にとって、「借地」は資金需要の増大をもたらし、農地の集約に限界があった。「農地出資」とは農家が農地を持って合作社に入社することで一種の現物出資とみられる。注意しなければならないのは、中国では農地は集団所有とされ、請負権と経営権が農家に属することになっているため、この「農地出資」とは農家は農地の経営権を合作社に譲り、合作社は農家の代わりに農地を経営する、いわば「入社農地経営」のことである。

### III RF 農機合作社の事例研究

#### 1 RF 農機合作社の概況

RF 農機合作社が位置する黒龍江省は全国土地総面積の 4.9%を占める。そのうち、農地面積は約 24,000 万ムー、一人あたり農地面積は 6.24 ムーで、いずれも全国平均を大幅に上回っている。2017 年黒龍江省主要農作物総合機械化率は 96.8%と高く、全国 1 位である<sup>11)</sup>。農機合作社数は 2019 年 8 月現在まで 1,411 社、2018 年まで入社社員は 4.9 万戸にのぼる<sup>12)</sup>。

RF 農機合作社は黒龍江省チチハル市克山県河南郷仁発村にある。克山県は総人口 50 万人、面積は 498 万ムー、農地面積 301 万ムー、15 の郷（鎮）、133 の村からなっている。そのうち、河南郷は学習村、二河村、華安村、興利村、連合村、仁発村、永興村、公政村、大河村の 9 つの村によって構成される。

RF 農機合作社は 2009 年 10 月理事長（李鳳玉 550 万元）と 6 戸の農家（1 人あたり 50 万元）合計 850 万元の共同出資によって設立された。2020 年現在の社員数は 1,014 戸<sup>13)</sup>である。固定資産は 6,200 万元で、馬鈴薯育苗室（2.7 ムー）、日光温室（34.5 ムー）、ネットハウス（58 棟）、倉庫（18 ムー）、トウモロコシ乾燥機（一日乾燥量 500 トンと 1,000 トンのそれぞれ 1 台）、農業機械（169 台）からなっている。主な事業内容は作業受託と入社農地経営からなっている。農業機械の作業可能面積は 15 万ムーとされ、実際の作業受託面積は 8.7 万ムー、入社農地面積は 5.6 万ムーなので、農機の利用率は 95%以上である。2020 年末現在、RF 農機合作社に入社した土地は、主に河南郷の仁発村、公政村、大河村、学習村と隣接する双河郷にある（表 1-3）。主な農産物はトウモロコシ、馬鈴薯、大豆である。従業員は 52 名、そのうち、農機オペレーターが 17 名、農地請負管理員が 22 名、事務員が 13 名である。また、農作業において労働力が必要な場合、地元農家を中心に日雇制を実施している。

<sup>11)</sup> 2018 年 4 月 3 日の黒龍江日報による。

<sup>12)</sup> 2019 年 8 月 6 日の黒龍江日報による。

<sup>13)</sup> RF 農機合作社は現金出資農家と農地出資農家からなっている。農地出資の場合は家族が農地を請負経営する形となっているので、統一的に農家戸数を単位としている。

表 1-3 RF 農機合作社における入社農地の分布

(単位：万ムー)

河南郷	仁発村	1.7
	公政村	0.3
	大河村	0.3
	学習村	0.3
双河郷	—	3.0

(出所) RF の内部資料と同合作社への聞き取り調査により筆者作成

農機の作業内容は耕起、播種、施肥、収穫、ワラ梱包などがある。農機管理は「単機採算制」を採用している。「単機採算制」とは、1台の農機を単位に収入と支出の各項目を計上し、収益を算出する方式のことである。農機の収入と支出は合作社によって統一管理する。農機の収入は作業面積と作業単価(1ムーあたりの料金)によって計算されるが、作業単価は作業内容によって異なる。例えば、耕起30元/ムー、播種18元/ムー、トウモロコシ収穫50元/ムー、大豆収穫28元/ムーなどの基準があり、また作業条件と移動などについて別途協議とする。一方、農機の支出は燃料代、修理費、減価償却費からなっている。農機の燃料は合作社によって市場価格より安い値段で統一的に供給される。農機の修理費は毎年各農機の収入の1%(外国産農機)と2%(国産農機)という基準で合作社が預かり、実際の修理費が余った場合、オペレーターに返却する。減価償却費は各農機の原価の10%を留保する。

オペレーターの給料は基本年給(2万元)とボーナスからなっている。オペレーターは基本作業実績を完成すれば、基本年給が得られる。そして農機収益の割合によってボーナスが得られる。農機の利用率を高めるために、インセンティブとして、オペレーター自身が作業委託を受けて作業した場合、農機収益の7割までボーナスとしてオペレーターに配分する。年収の高いオペレーターは年間5万元も得られる。

一方、農地請負管理員は入社農地の作物の生産を請負い、管理するものである。基本年収は2万元とされるが、農地の平均生産量と平均支出に勘案しながら管理している農地の生産量と支出の実績によって増減することになっている。社員35戸~39戸から1名の社員代表が選出され、社員代表は長期間村を離れることができないかわりに、RF農機合作社の臨時雇用などの優先権が付与される。

## 2 RF 農機合作社の農地団地化経営の形成経緯

### (1) 設立契機

農機合作社を育成するために、黒竜江省農機局は「黒竜江省現代農機合作社建設方案」(2009年)を策定した。これによると農機購入金全額の70%近くは中央と省財政の補助金、残りは合作社の自己資金、銀行からの借金も可能としている。ただし、この補助金を利用して設立された農機合作社の場合、農機が



省農機局によって発注されなければならない、また毎年、農機原価の10%を減価償却費として計上し、農機合作社の指定口座に入金しなければならないという制限があった。

2009年10月李氏とほかの6戸の農家が850万元の共同出資をRF農機合作社の登記資本とし、それに中央と省財政による補助金1,234.4万元を加えて約2,000万元の農機を省農機局に購入してもらうことになった。このように、国家からの多額の農機購入補助金がRF農機合作社の成立契機になったと言える。

### (2) 借地経営の挫折

2010年の春、農機が届いて7戸の現金出資農家を構成員とするRF農機合作社の事業が始まった。事業内容は作業受託と借地経営であった。作業受託の年末総収入は100万元、支出は87万元で、利益は13万元であった。一方、借地経営は、地代240元/ムーで1,100ムーの農地を借りて大豆を生産し始めたが、零細で分散した農地の集約、つまり、農地団地化ができず、大型農機は使用できなかったため、その収益がゼロであった。以上のように二つの事業の収益が13万元になっているが、農機原価の10%の減価償却費(2,000万元×10%=200万元)を控除すると、2010年RF農機合作社の総利益は187万元の赤字になった。

2010年RF農機合作社の農地団地化経営が実現できなかったのは以下の理由が考えられる。一つは、家族請負経営責任制が導入されたとき、河南郷は、農地を四等級程度に分けられていた。それによって、農家一戸あたりの農地は4カ所程度に分散され、貸し手としての農家が上田を自作地とし、残りの農地を貸し出すのが一般的であった。もう一つは、農村労働力の農外就業など、農作業から離れた農家は自分の農地を低地代または無料で親戚あるいは親しい農家に貸すことが多かった。このような形で農地をいったん手にした農家は農地を再び貸すよりも自営を選択する傾向がある。以上の二つの原因でRF農機合作社は零細的な農地を集約できず、「借地」による農地団地化を実現できなかったのである。

### (3) 「農地出資」の導入による農地団地化

2011年にRF農機合作社は2010年の経営失敗を踏まえ、農地の団地化を図るため、定款「七カ条の承諾」(表1-4)を策定した。

表1-4 七カ条の承諾

第一条	農地出資を促すため、年間1ムーあたり350元の地代を保証する。
第二条	社員の入社時期に関係なく、権利も義務も平等である。出資に応じて配当をもらう。
第三条	国の補助金により生じる利益を社員に均等に配分する。
第四条	生活に困難な社員は本人の農地出資配当金に相当する資金を借りられる。
第五条	社員は国家からの食糧総合補助も受けられる。
第六条	重要な決定事項などに関する投票は、一人一票制とする。
第七条	加入、脱退は自由とする。

(出所) RF農機合作社への聞き取り調査により筆者作成

まず、第一条はRF農機合作社が農地団地化を実現するため、借地ではなく、「農地出資」を打ち出した。農地の等級を問わず、所在地域の上田地代240元/ムーより45.8%も高い地代を設定している。この保証された定額地代は借地

のように前払いではないため、農機合作社の資金不足の課題を解決するとともに、農地の団地化形成の誘因にもなる。

第三条は国の補助金を現金出資とみなし、その配当金が社員戸数によって平均的に配分される<sup>14)</sup>。協同組合的性格が見られる。

また、第四条は、生活が貧しい農家社員への貸し出しである。利子は原則として市中金利に準じるが、実際の利子率は総代会の協議を経て確定する。家庭状況によって利子免除のケースもある。

第五条の食糧総合補助とは、食糧直接補助、良種補助、農機購入補助、農業生産資材の支出増に対する補助など食糧生産農家への総合補助金である。

なお、上述「七カ条の承諾」の補足事項として、農家が合作社に加入する際、農家に帰属するすべての農地を合作社に貸さなければならないことと、契約は2027年まで有効であることが決まっている<sup>15)</sup>。

この「七カ条の承諾」に基づき、2011年に、「農地出資」が実施され、その結果、RF農機合作社に加入した農地出資農家は307戸にのぼり、最初の7戸の現金出資農家を合わせると314戸の社員になった。なお、農地出資した307戸は河南郷仁発村の農家だけで、農地面積は1.5万ムーに上がり、農地の団地化が実現したのである(表1-5)。

表 1-5 RF 農機合作社の出資推移

年度 出資の種類		2010年	2011年	2012年	2013年	2014年	2015年	2016年	2017年
		初期出資金(万円)	850.0	850.0	850.0	850.0	850.0	850.0	850.0
国の補助金(万円)		1,234.4	1,234.4	1,576.9	2,076.9	1,734.4	1,734.4	1,953.1	2,453.1
農地 出 資	農家数(戸)	—	307	1,215	2,429	2,631	1,007	1,007	1,007
	農地面積(ムー)	—	15,000.0	30,128.4	50,159.0	54,000.0	56,000.0	56,000.0	56,000.0
積立金(万円)		—	13.0	421.6	1,273.7	2,813.8	4,769.9	4,769.9	4,769.9

(出所) RFの内部資料と同合作社への聞き取り調査により筆者作成

2012年から、河南郷の他の村の農家もRF農機合作社に加入し、2014年まで、農地出資農家数と農地面積は増え続けてきた。また表1-5が示すようにRFの出資構成は初期出資金と国の補助金と農地出資と積立金からなっている<sup>16)</sup>。

<sup>14)</sup> 国の補助金により生じた利益の配当に関して「農民專業合作社法」(2007年版)第4条と第37条(2)は次のように規定している。第4条…農民專業合作社は、構成員の出資、法定積立金、国家財政による直接補助、他人からの寄付及び合法的に取得したその他の資産により形成した財産について、占有し、使用と処分する権利を有する。また、それらの財産による債務に対して責任を負う。第37条(2)…合作社が国から受けた直接補助金と他人から寄贈された財産は、構成員の持ち分に応じて均等に割り当て、合作社の構成員の割合に応じて分配する。

<sup>15)</sup> 補足事項はRF農機合作社への聞き取り調査からわかったものである。農地団地化を促進するねらいがあるとみられる。

<sup>16)</sup> 2011年度の積立金13万円は2010年度の作業受託の利益である。2012年度の積立金は現金出資配当の各項目の50%を留保して社員の個人口座に記入し、出資としたものである。2012年度の積立金421.6万円は次の計算式より算出されている。

ところで、2015年に農地面積が2014年より微増したものの、農地出資農家数は急減した。国の補助金により生じた利益が農家の戸数によって配当されるため、親子が複数戸として合作社に登録することがあったようで警察署に登録している戸籍によってそれを是正した結果である。なお2015年以降、入社農家数と入社農地面積は変わらず、規模拡大は止まったのである。

以上のように、RF農機合作社は2011年に借地経営から農地出資に転換し、農地団地化経営が実現したのである。その背景には農家の農地出資を促す高い農地出資配当が挙げられる。

#### (4) 配当方針の変動

以下は表1-6に基づき、2011年から2017年にかけての同合作社の配当実績について詳しくみてみよう。

表1-6 配当方針の変動

(単位：万元)

年度	項目	総収入	総利益	農地出資配当	現金出資配当	
2011年度		2,763.7	1,342.2	525.0	初期出資金	264.9
					国の補助金	384.7
					農地出資配当金	163.6
					積立金	4.1
2012年度		5,594.0	2,758.6	1,054.5	初期出資金	371.1
					国の補助金	688.5
					農地出資配当金	460.4
					積立金	184.1
2013年度		10,596.1	5,328.9	3,943.4	初期出資金	280.4
					国の補助金	685.0
					積立金	420.1
2014年度		10,748.0	4,890.2	3,667.7	初期出資金	192.5
					国の補助金	392.8
					積立金	637.3
2015年度		9,055.2	4,196.3	3,273.1	初期出資金	303.6
					国の補助金	619.6
2016年度		8,662.3	3,625.7	2,828.0	初期出資金	241.9
					国の補助金	555.9
2017年度		7,486.0	2,856.0	2,227.7	初期出資金	161.7
					国の補助金	466.6

(出所) RFの内部資料と同合作社への聞き取り調査により筆者作成

総収入は農地経営と作業受託と「その他」の収入からなっている。「その他」は主に農機以外のRF農機合作社に属する資産による経済活動、例えば、トウモロコシ乾燥機による加工作業、倉庫の貸出などである。総利益は総収入から総支出を引いたものである。「総支出」は農機と固定資産の減価償却費、機械メンテナンス費用、オペレーターと農地請負管理員と事務員の給与、農地経営に関

$$13 \text{ 万元} + (1342.2 \text{ 万元} - 525 \text{ 万元}) \times 50\% = 421.6 \text{ 万元}$$

連する費用などが含まれている。

出資配当は農地出資配当と現金出資配当からなっている。その配当方針は2011～2012年度と2013年度以降は大きく異なっている。2011年度を例とすると、前述の「七カ条の承諾」のように、年間1ムーあたり350円の地代を保証しているため、まず、農地面積1.5万ムーに対して優先的に525万円の配当を支払っている。次に、総利益からこの農地出資配当を引いて、残りの利益は現金出資配当にあてている。現金出資配当は初期出資金、国の補助金、農地出資配当金と積立金に対して行っている。

ここで留意すべき点は2011年度と2012年度の場合、農地出資配当に対して配当を行っていることである。農地出資配当を一次配当とすれば、農地出資配当金に対する配当は二次配当とみなされる。定額の農地出資配当は本来ならば入社農家に前払いの形で支払うべきものであるが、RF農機合作社の資金不足問題で後払いをせざるを得なかった。その補償として現金出資配当をもらう権利を与えることで二次配当になったのであるが、同社の資金不足問題が緩和される2013年度からなくなった。

このように農地出資した農家側は保証した高い地代をもらうほか、その農地出資配当金に対する配当ももらえるが、一方の合作社側はたとえ経営状況が悪くても、保証した地代を払わなければならないので、相当なリスクを負わされることになっている。ただ当時、資金不足と土地流動難に悩まされた農機合作社にとってこのような配当方針は農家の土地出資を促す有効な手段であったと考えられる。

2013年度からは同合作社の配当方針に大きな変更が行われた。前述の二次配当が廃止されたほか、農地出資配当も保証された金額ではなく、総利益の60%以上の比率で行うことに変更したのである。実際の農地出資配当は、2013年度は総利益の74%、2014年度は75%、2015～2017年度は78%のように高い水準に設定されていた。

なお、積立金は、2013年度の場合、それぞれ農地出資配当と現金出資配当の各項目から25%と40%、2014年度の場合、両方からも40%留保し、RF農機合作社の運転資金として利用されていた。2015年度以降、同合作社は銀行からの融資を受けられるようになり、資金不足問題がある程度緩和したため、積立金の留保増加をせず、それに対する配当は廃止された。その結果、2015年度以降の現金出資配当は初期出資金と国の補助金だけに対する配当になっている。

以上は2011年から2017年にかけてRF農機合作社の配当方針の変化を見てきた。2011年に策定した「七カ条の承諾」で高い配当を約束したことは農家がRF農機合作社に加入する誘因になったと考えられる。また、2013年から現在までの配当方針は定額ではなく、総利益の60%以上を農地出資配当にあてることに変更し、RF農機合作社の総利益に連動するようになっている。2011と2012年度のような定額保証のリスク回避が目的とされる。

しかし、2013年度以降、農地出資配当率は総利益の60%以上を上回っている。農地出資配当に割り当てる総利益に占める比率を高い水準におき、さらに年々高めるのは農地出資に対する農民のインセンティブを高め、農地が安定して合作社に集約されるように誘導しているように見える。他方、表1-6が示すように同合作社の総収入は2014年度、総収益は2013年度をピークに減少傾向にあ

る。そして総収入に占める利益率は年々低下してきている。2013年度以降農地出資配当の比率を高めているものの、農地出資配当の絶対額は減少する一方であり、1戸あたりの配当金額も減少しつつある。

2014年度からの総利益の減少は以下三つの原因によるものと考えられる。まず、農産物の市場価格の低下である。例えば、馬鈴薯は2013年度の平均価格は1kg1.63元であったのに対して、2014年は1kg1.18元になり、2016年度の最低価格の1kg1元まで下がった。次に自然災害である。2016年度、RF農機合作社は20年ぶりの大干ばつに見舞われた。最後に黒竜江省RF農業発展有限会社への参画がRF農機合作社の支出の増加をもたらした。

このような経営状況の中でRF農機合作社は入社農家数と農地団地化経営面積のさらなる拡大を求める代わりに、近隣農機合作社との経営協力を模索するようになった。2014年7月、RF農機合作社は同じ克山県に位置する36社の農機合作社との共同で農機連合社を設立した。その結果、2018年同農機連合社の農地団地化経営面積は42.8万ムー、農機は1,632台、固定資産は1.2億元に達したという。各農機合作社における農機の調達や固定資産の有効利用と金融面の協力などを模索している。

そして2015年10月同連合社各農機合作社の共同出資によって黒竜江省RF農業発展有限会社が発足した。同有限会社は各農機合作社から農産物を仕入れて加工と販売を主な事業内容としている。主な農産品はスイートコーン、急速冷凍の糯トウモロコシとニンジン、サヤインゲン、エンドウ、有機豆乳用大豆、カラーポテトチップである。同有限会社の利益は連合社の各農機合作社の出資に応じて配当されることになっている。

表1-6が示すようにRF農機合作社2017年度の総収入は7,486万元であるのに対して、総利益は2,856万元である。総収入の内訳は作業受託1,048.6万元、農地経営6,034.7万元、スイートコーンの配当収入402.8万元となっている。スイートコーンの配当収入は上述したRF農業発展有限会社からのもので、同合作社の利益確保に貢献しはじめていることがわかる。一方、作業受託の収入と収益は比較的安定している。それに対して大きな割合を占めている入社農地経営の収入と利益は農産物価格の変動を受けやすく、不安定である。

このようにRF農機合作社は農地出資による農地団地化経営の実現が一段落したところで、農地収益の安定と拡大を求めるために、近隣農機合作社との連合社の結成、共同出資会社の設置による農産物加工、販売に力を入れるようになった。このことは、食糧主産地の農業経営主体による農業供給側構造改革、農地規模化経営の維持と農民の増収に向けた新たな行動として捉えられる。

#### IV まとめ

中国における農業機械合作組織の中で重要な地位を占めている農機合作社は組織構成員の共同利用と作業受託というサービス提供組織から農機の効率的利用と高利益の追求のため、総合経営組織へと移行している。農機の効率的利用と零細、分散な農地という矛盾を抱える農機合作社にとって農地の団地化は深刻な課題だと考えられる。第一章では中国食糧主産地である黒竜江省のRF農機合作社の事例を研究対象とし、「農地出資」の導入と入社農地に対する配当方針

の変動を分析し、農地団地化経営の形成経緯とその条件を明らかにした。

RF 農機合作社は国家からの多額の農機購入補助金を契機に7戸の初期現金出資農家によって設立され、当初事業内容が作業受託と借地経営であったが、借地による農地団地化は実現できなかった。2011年度から農地団地化経営を目標として「七カ条の承諾」という定款と補足事項を打ち出し、出資農地の地代を高く保証することと国の補助金により生じる利益を平等に分配することなどによって農地出資を促し、農地団地化経営が実現できた。そして2013年度からRF 農機合作社総利益の60%以上を農地出資配当にあてることにし、農地出資農家の収益はRF 農機合作社の総利益に連動させ、協同組合のリスクの共同負担、利益共有の体制になっている。明らかに入社農地に対する高配当こそRF 農機合作社の農地団地化経営の形成条件であった。

ところが、農地出資配当を優先させる配当方針の下で農地団地化経営ができ、農機による大規模経営の作業能率の向上を享受できるようになったRF 農機合作社は総収入と総利益の低下という新たな経営問題に直面した。農産物市場価格の低下がその主な理由とされる。そこで、同農機合作社は近隣合作社との連合による連結の利益、また加工と販売の共同出資会社の設置による高付加価値向上の追求などより高次元の経営に取り組むことになっている。明らかに農地団地化経営が実現したからといって農機合作社の経営パフォーマンスは必ず保証されるものではなかった。合作社にとっていかに外部経営環境の変化に対応し、農産物の加工、販売、ブランド化によってその付加価値を向上させるか、新しい試練が迎えられる。

## 第二章 農機合作社の剰余金分配

第一章は農地出資により農地団地化経営を実現したRF農機合作社の事例を考察し、剰余金分配が農地規模経営の安定性を維持する上で重要な役割を果たしていることが明らかになった。本章では、まず農民專業合作社の剰余金分配に関する研究成果をサーベイする。次に農機合作社における剰余金分配の二つの類型を分析する。最後にRF農機合作社の剰余金分配の実態を掘り下げ検討したうえで、農機合作社の剰余金分配の特徴を明らかにする。

### I 剰余金分配に関する「合作社法」の規定と改正

「合作社法」によると、農民合作社は、農村における家族請負経営のもとに同種の農産物の生産経営者または同種の農業生産サービスの提供者、利用者が自発的に連合し、民主的な管理を行う互助的な経済組織であるため、社会的公平性と経済的効率性の二重属性を持っている。したがって、農民合作社の剰余金分配方式は利潤の追求を主な目的とする会社制企業とは異なり、その二重の属性に対応しなければならない。

2007年7月1日に施行された「合作社法」では、剰余金分配の原則について主に以下の3つの規定がある。

#### 1 積立金

「合作社法」第三十五条によると、「農民專業合作社は定款の規定または総会の決議に基づいて当年の剰余金は法定積立金を取り崩して充当することができる。法定積立金は損失補填、生産経営の拡大または構成員の出資振替に充当する。毎年、取り崩した法定積立金は定款の規定に基づき構成員の持分に応じて定量化するものとする」とある。

積立金は合作社の更なる発展のための経済的基礎であり、また合作社が信用を高め、融資を得るための基礎財務情報でもある。

#### 2 取引量(額)に応じる還付

「合作社法」第三十七条(一)によると、「構成員と本合作社との取引量(額)に応じて還付するものとするが、還付総額は分配可能な剰余金<sup>1)</sup>の60%を下回ってはならない」とある。

社員と合作社の取引量(額)が多ければ、合作社への貢献が大きくなり、配当も多くなる。この規定は社員の合作社の事業への参加意欲を促し、合作社の効率を高め、「人の結合」という合作社の特徴も示している。

<sup>1)</sup> 分配可能な剰余金とは損失補償と法定積立金を差し引いた残りの当年の剰余金のことである。ここの「剰余金分配」は「分配可能な剰余金の分配」のことをさす。

### 3 出資高に応じる還付

第三十七条(二)によると、「取引量(額)に応じて還付した残りの剰余金は、構成員の口座に記載された出資額と法定積立金の持分と当該合作社が国から受けた直接補助金と他人から寄付された財産は、構成員に均等に割り当てる持分に応じて分配するものとする。」とある。

取引量(額)に比べて、資金に対する剰余金分配が相対的に少ないことは、合作社が会社のような「資本連合」の組織ではないことを間接的に示している。出資額に対する配当は現金出資者だけが享受する利益であり、議論の焦点になる。

### 4 剰余金分配原則の改正について

「合作社法」改訂版(2018年7月1日施行)(以下、新「合作社法」と略称)は合作社の剰余金分配原則について次のような改正を行った。

まず、新「合作社法」の第四十四条によると、「分配可能な剰余金は主に構成員と本合作社の取引量(額)に応じて還付する…」とある。これは改正前の「合作社法」の第三十七条に比べると、「主に」という言葉が入っている。つまり、取引量(額)に応じて還付する方式が引き続き改正後の剰余金分配原則の中心となっているが、他の方式も認められることが分かる。

次に、「総会または構成員代表大会の議決同意を得て、すべてまたは一部の分配可能な剰余金を農民專業合作社への出資に転換し、構成員口座に記載することができる」という補足説明が新「合作社法」に加えられている。構成員が分配された剰余金を合作社への出資に転換することは合作社の資金需要を緩和すると同時に、農家の収入増加に寄与し、そして共同出資とリスクシェアリングの局面形成を図る狙いがあると考えられる。

## II 剰余金分配に関する先行研究

### 1 剰余金分配の現状について

まず、多くの研究者は出資高に応じて剰余金を分配する合作社の割合が高く、また出資高に応じる配当が剰余金に占める割合も高いことを明らかにしている。鄭(2011)は調査データに基づき、出資高のみに応じて剰余金を分配する合作社は調査総数の38%、取引量(額)のみに応じて剰余金分配を行う合作社は16.9%、出資額と取引量(額)の両方にも応じて剰余金を分配する合作社の割合は一番高く、45.1%を占めている。平均値からみると、出資額、取引量(額)、積立金に応じる配当額はそれぞれ剰余金の39.7%、36.4%、23.9%を占め、出資額に応じる配当の割合が最も高い。応(2016)は剰余金分配を行う66の事例のうち、87.9%の合作社は出資高に応じて剰余金配当を行っているのに対して39.4%の合作社は、取引量(額)に応じて剰余金を還付している。平均値から見ると、剰余金の76.6%



は出資高に応じる配当に当て、取引量に応じる配当は 23.4%しかない。以上の研究結果から、合作社の剰余金の大半は出資額に応じる配当に充てられていることがわかる。これは明らかに「資金報酬の制限」という原則に反するものである。

次に、合作社の剰余金分配の民主的な管理原則は形式にとどまり、意思決定のコントロール権は少数のコア社員に握られている。宋（2012）は 26 の調査事例のうち、22 の合作社の剰余金分配方針は理事会または理事長が決定することを明らかにしている。苑（2018）は調査した 619 の合作社のうち、剰余金分配方針は理事会、理事長、出資人、経営管理層などのコア社員によって決定される合作社は 76% に上るといふ。

## 2 剰余金分配の現状と法律規定との乖離の要因について

まず、法律の不備という観点。董ら（2020）は合作社法に社員が出資する義務について規定されておらず、出資さえあれば設立できることになっている。また出資額も決まっていないため、出資の格差が大きく、二極分化という問題が生じていると考えている。また、構成員の異質性が指摘されている。程ら（2018）は、コア社員が自分に有利な分配方法を法の規定範囲から逸脱して採用しており、これを是正すべき社員総会がうまく機能しないと指摘している。苑（2018）は、合作社の財産権構造は少数の出資社員が絶対的な持株状態にあるという。その調査によると、550 の合作社の有効サンプルのうち、上位 5 大株主<sup>2)</sup>の出資比率が 50%以上を占めている合作社の数は 73%に達し、中でも 204 の合作社の上位 5 大株主の出資比率は 100%を占め、それがサンプル総数の 37%に達している。また李（2020）も大多数の合作社の中で、合作社発起人の出資額の割合が取引額の割合より高く、これらのコア社員は絶対的な発言権を持っているため、剰余金はほとんど出資額に応じる配当に当てていると分析している。応（2016）は調査事例から、同様の問題が発見され、構成員間に著しい異質性があるからと指摘している。発起人とコア社員は資金だけでなく、人的資本と社会資本も投入しているが、このような資本の定量化が困難で、出資を増やしてより多くの配当を得ることで資金以外の資本の負担を補うケースは多いという。

米（2008）は、取引量（額）に応じて剰余金を還付する方式が一般的になっていない主な理由に関して次のように分析している。まず、中国の合作社の設立期間が比較的短く、初期投入が多く、還付できる剰余金が少ないからである。次に、取引量（額）に応じて剰余金還付するのは一定の周期が必要で、社員は農産物を合作社に渡した後、すぐに利益を得ることができない。次に多くの社員は資金不足なので、できるだけ早くもらう代金で再生産する必要がある。最後に、農民は合作社に対する認識がまだ十分ではなく、加入するかどうかわからない状態にある。そのため、合作社にとっては、取引量（額）に応じて剰余金を還付するよりも、取引

---

<sup>2)</sup> 「合作社法」では、合作社を設立するには最低 5 人のメンバーが必要となっている。

時に十分な価格を優遇するほうが農家とより安定した需給関係を形成できる。この方式は「一次配当」とも呼ばれ、合作社が剰余金を出す前に行われる。社員が「一次配当」を獲得した上で、取引量(額)に応じて合作社が利益を出した後、再び分配された剰余金を「二次配当」と呼ばれる。一次配当と二次配当は配当時期、金額の違いのほか、より本質的な違いがある。前者は合作社が農家から農産物を購入する市場取引であり、後者は合作社による剰余金配当である。「二次配当は取引量(額)に応じて還付する剰余金分配制度に最も近い(孔 2015)」と理解されている。

### 3 剰余金分配問題への対策

曲(2019)は社員の出資方式の認定を拡大し、資本投入の制限を強化し、合作社の愛顧理念を拡張することを提案している。李(2020)は一般社員の「一次配当」の利益を追加資本として差し押さえ、追加投資は年末決算時により高い収益率で配当されることを約束し、一般社員の初期投資不足問題を解決し、ひいては社員の入社時の異質性問題を解決すると述べている。孔(2015)は合作社の異質なコア成員によって投入された資金、固定資産、労働などの要素が取引量の存在基盤であり、剰余金の大部分が取引量(額)に応じて分配されるとすれば、明らかに不公平であるという。その解決策として、一つ目は構成員全員に出資を求め、基本出資額を定めること。二つ目は、出資の多い構成員に対して、基本出資額以上の部分は銀行金利に応じて配当を与えるか、剰余金の一定の割合をそれに当てることを規定することである。三つ目は理事長を含む少数のコア社員の労働投入に対して報酬の支払いを認めることである。

以上のように、構成員の異質性により剰余金分配が出資に偏っている問題とその対策は、議論の焦点となっている。

## III 農機合作社における二つの剰余金分配パターン

ところが、農機合作社の剰余金分配に関する研究はまだ少ない。呉ら(2011)は農機合作社の剰余金分配には作業面積、出資高、作業面積と出資額に応じて分配するという三つの方式があるという。趙(2014)は河南省現地調査を通じて農機合作社の農機持ちオペレーターの収入は作業面積と単価を掛けたものとしている。孔(2018b)は、農機合作社の資本は主に農機、土地、資金によって構成されており、剰余金分配は農機と土地が現金に換算された後、現金出資と一緒に出資高に応じた分配になっている。そして農機の価格が高いため、農機合作社の剰余金分配はほかの合作社よりも資本出資をさらに重視しているという。つまり、農機合作社の剰余金分配も出資高に応じる分配方式に偏る傾向があると考えられる。

しかし、農機合作社の剰余金分配は農機合作社の事業内容の転換に伴う投入要素の変化によって、土地に対する剰余金分配と農機や資金などの資本に対する剰

余金分配は異なると考えている。農機合作社は事業内容によって主にサービス型と生産経営型の2種類に分類できる。それぞれ投入される生産要素によって、剰余金分配の仕組みも異なっている。

## 1 サービス型農機合作社

サービス型農機合作社とは農機サービスの提供を主な活動とする農機合作社のことである。一般的に、一人のオペレーターが様々な農機を購入することは不可能であるが、実際に必要とされるものは多様であり、市場の変化に対応するためオペレーター同士が連携して農機合作社を設立することがある。農機持ちオペレーターは合作社の統一的な管理の下で共同作業し、収入が作業面積に基づいて計算するもの（趙 2014）で、農機合作社の剰余金とは関係がない。農機を持参するのではなく、合作社が提供する農機を利用して作業するオペレーターは、社員ではなく、合作社の従業員であり、収入が賃金とボーナスからなる。

サービス方式は「注文式」と「委託式」がある。「注文式」は農機合作社が耕起・耕耘、播種、収穫などの作業基準を統一的に制定し、「注文」という形で農家が選択できること。農家は生産の必要に応じて、単項または複数の組み合わせ式サービスを選択し、作業量に応じて合作社にサービス料を支払うことができる。一方、「委託式」は農家が土地の経営管理を通年またはある四半期農機合作社に委託し、合作社は委託協議に基づいて農機作業サービスを行う。収穫した農作物は農家が所有し、合作社は食糧または現金で決済される委託料金を獲得する。農機合作社のサービスを受けている農家が剰余金分配の対象にならないのは、農機合作社が非社員に提供するサービス量が社員に提供するサービス量をはるかに超えているからである（李 2016）、つまり、サービス型農機合作社は、主に非社員に対する農機サービスによって剰余金が生じており、社員が受ける農機サービスの作業量に応じて社員に剰余金分配を行うことはできないからである。以上から、サービス型農機合作社は、資本（資金、農機、固定資産など）に応じて剰余金分配することになっていることがわかる。

## 2 生産経営型農機合作社

生産経営型農機合作社とは、農機作業サービスを提供すると同時に、借地や農地出資の形で土地経営権を獲得した後、農地経営に携わる農機合作社である。借地の場合、農機合作社は農地経営の前に地代を支払う必要があり、土地を賃貸する農家は農機合作社から地代をもらうだけで剰余金分配対象とはならない。一方、農地出資の農家は土地経営権を出資とし、農機合作社の剰余金分配の対象となる。生産経営型農機合作社の剰余金は主に農地経営と農機作業サービスの両面の利益からなって、剰余金分配は主に入社農地要素と資金（農機出資を含む）要素に対して還付することになる。馬ら（2019）によると、農機作業サービスの取引コストの上昇は農機合作社がサービスの提供から土地流動化によって農業生産経営への移

行を促したという。農業機械の保有量の増加に伴い、農機作業サービス業の競争が激しくなり、生産経営型農機合作社が次第に増加していくことが考えられる。

以上のことから、農機合作社の事業内容によって投入される生産要素は異なり、生産要素の出資者が剰余金分配の対象となる。農機サービスだけを受けて出資しない社員は、市場平均価格より低い価格で農機サービスしか受けていない。機械を持参して入社したオペレーターは収入が作業量によるもので、剰余金分配の対象とならない。農業機械を提供するだけで作業しない場合、農業機械を現金に換算して現金出資に相当する。したがって、サービス型農機合作社は資金だけ出資し、出資高に応じて還付すればよいと考えられるが、生産経営型農機合作社の剰余金分配は比較的複雑である。ここで、生産経営型の RF 農機合作社の剰余金分配の実態を通して、農機合作社の剰余金分配の特徴を明らかにする。

#### IV RF 農機合作社の剰余金分配

2008 年に黒龍江省政府は 1,000 万元以上の大型現代農機合作社の建設を奨励するため、規模が 1,000 万元以上に達した合作社に対して、農機総額の 70% に相当する農機の補助額を支給する政策を実施した。その結果、黒龍江省は 2008 年から 2015 年末までの間に合計 131.4 億元の特別資金を投入し、1,161 社の大型農機合作社が設立された（李 2015）。

このような農機購入支援の下、RF 農機合作社は 2009 年 10 月に黒龍江省チチハル市克山県仁発村の李氏と 6 戸の農家による共同出資で設立された。初期出資者は合作社にとってコア社員である。2018 年末までに、RF 合作社の固定資産総額は 7,632 万元に達し、農機は 200 台近く、構成員は 1,014 戸、入社農地は 56,000 ムーに達した。総経営収入は 7,712 万元で、そのうち、農地経営の収入は 6,566 万元で、農機作業受託の収入は 1,146 万元で、総剰余金は 3,216 万元である。RF 農機合作社の構成員は 7 戸の資本出資者と 1,007 戸の農地出資者からなり、入社農地の生産経営と農機作業受託をする生産経営型農機合作社である。オペレーターも農地管理者も雇用されており、剰余金分配の対象ではない。RF 農機合作社の剰余金分配方式は次のような三つの段階を経験している。第一段階は 2010 年、初期出資高に応じる剰余金分配、第二段階は 2011-2012 年、地代と初期出資高に応じる剰余金分配、第三段階は 2013 年以降、農地面積と初期出資高に応じる剰余金分配である。以下はその三つの段階における剰余金分配の内容について詳しく検討したい。

##### 1 第一段階：初期出資高に応じる剰余金分配

2010 年、RF 農機合作社の構成員は 7 戸の初期出資者で、オペレーターは合作社の従業員である。事業内容は借地経営と農機作業受託である。借地経営は 240 元/ムーの価格で周辺農家に 1,100 ムーの土地を借りてジャガイモ栽培に使用したが、

農地団地化経営ができなくて、大型農機が機能しておらず、借地経営収支が相殺された。農機作業受託は、現地の農家に農機作業サービスを提供するほか、地域間作業サービスも行った。当時、内モンゴルの海拉爾地区の農家と 1.5 万ムーの夏の整地作業の協議を締結した。作業面積と相手の粗悪な軽油の提供（地域を越えて軽油を送ることができない）などの問題<sup>3)</sup>で協議を途中で中止し、何の利益も得られなかった。2010 年末、RF 農機合作社の純利益は 13 万元だったが、農機の減価償却費を控除すると、187 万の損失が出た。剰余金が生じなくて、剰余金の分配もできなかった。もし、剰余金が発生し、剰余金分配が行われる場合、この段階では合作社員は初期出資者が 7 人しかおらず、オペレーターは合作社の従業員であるため、剰余金分配の原則は初期出資高に応じて分配すると推測できる。

この段階で農機合作社が直面している主な問題は、合作社の大型農機使用率が低いことである。借地で農地団地化経営ができなくて、地域を越えた農機作業受託のリスクが大きい。

## 2 第二段階：地代と初期出資高に応じる剰余金分配

2011-2012 年、RF 農機合作社は農地出資を利用して、土地持ち農家を入社させた。農地団地化ができ、大型農機の使用に適して、合作社農機の使用率が上がり、実際には農機作業サービスの内部化と見なすことができる。農機合作社は入社した土地に対して生産経営活動を行い、収益が発生した後、農家の地代と地代に応じる配当を還付する。地代は他の販売型合作社の取引商品に対する「一次配当」に相当し、市場価格より高いから、農家は土地経営権を合作社に譲渡したくなる。一方、地代に応じる配当は「二次配当」に相当する。このような剰余金分配の原則の下、土地持ち農家は農機合作社への加入意欲が強く、農地経営面積は 2012 年までに 3 万ムー余りに達し、大型農機が機能し、規模の経済性ができた。

この段階では、資本は合作社のすべてのリスクを担っているため、剰余金の相当な部分を享受する権利がある。RF 農機合作社の経営初期には、このやり方が必要である。資本がすべての経営リスクを負担し、リスク収益を享受しないことは実質的に資本の利益を譲る行為であり、この行為は土地要素の予想収益が保証でき、より多くの農家の土地出資を誘導し、その結果、土地の投入が増加し、農地団地化経営が形成できたのである。

この段階では、2010 年に比べて、構成員は初期出資社員に加えて、土地出資という形で入社する社員がいる。ただし現金出資と土地出資には違いがある。入社農地は土地持ち農家と農機合作社の取引対象と見なすことができる。合作社はまず市場価格より高い「一次配当」を支払い、土地経営権を獲得し、そしてその地代

---

<sup>3)</sup> それは個別の問題ではなくより一般的にみられる現象である。馬（2019）は農機合作社が地域を越えて農機サービスを提供すると、知人ネットワークから離れ、取引関係は安定せず、深刻な情報非対称問題に直面するため、トラブルに巻き込まれる可能性が高まり、取引コストが高くなるという。

に応じて「二次配当」を行っている。そのため、この土地は資本ではなく、土地持ち農家と農機合作社の取引対象となっているのである。

### 3 第三段階：農地面積と初期出資高に応じる剰余金分配

2013年の初め、RF農機合作社は社員代表大会を通じて、試行2年間の剰余金分配方式を改革した。改革後、まず、管理者の功績を考慮して、RF農機合作社は過去の管理者(主にコア社員)が給料を受け取らないやり方を変えて、年間剰余金の3%を理事長及びその他の管理者の年給に当てることになる。そのうち、理事長の給料はその金額の20%、残りは他の管理者の給料になる。次に、これまでの剰余金分配方式を廃止した。分配可能な剰余金の60%以上は入社農地面積に還付し、残りは出資高配当である。

この段階で、RF農機合作社は剰余金分配において、資本が単独でリスクを負うことと、管理者が剰余金分配権を有していないことを解決した。剰余金の60%以上は農地面積に応じて分配することが「合作社法」の「取引量(額)に応じて還付するもの」の規定に相当する。次に、剰余金の3%を理事長をはじめとする管理者の年間賃金にあてるのはRF農機合作社が農地規模経営における管理者の役割をより重視していることがわかる。

以上のことから、RF農機合作社の剰余金分配では、コア社員である初期現金出資者は、剰余金をあまり占有せず、普通社員である農地持ち社員により多くの利益を与えて安定した協力関係を維持することができた。なぜならコア社員による初期現金出資によって購入した農機の使用効率を高めるために一定規模の農地団地化が必要である。そこで農家の農地出資を増加・安定させるために農地配当を厚く与えることにした。高い農地配当が農地出資社員の満足度と忠誠心を高めると同時に、合作社の規模経済を機能させるという効果があった。

## V まとめ

農機合作社は事業内容によってサービス型、生産経営型に分かれる。農機合作社によって投入される要素が異なり、剰余金は主に資金、農業機械、土地などの要素に由来し、剰余金の分配方式は各要素の貢献を反映する必要がある。様々な事業内容の農機合作社には農機のオペレーターが欠かせない。農機を持って入社したオペレーターは作業量に応じて収入を得て、農機合作社に管理費などの費用を支払い、農機合作社の剰余金分配の対象ではない。そして、労働を提供するオペレーターは農機合作社の従業員で、給料とボーナスをもらう。

サービス型農機合作社は、主に農機作業サービスを提供するもので、農機を持って入社したオペレーターがいる場合、オペレーターは作業量に応じて収入を得た後、剰余金は積立金などを差し引いた後、出資高に応じて還付する。一方、生産経営型農機合作社は、借地または農地出資で土地経営権を獲得した後、農地経営

を行う。借地は農機合作社と非社員のリース活動である。土地を持って入社した農家は農機合作社の社員になり、剰余金分配の対象になる。

RF の剰余金分配方式の変化から、農地の生産経営活動は、実は農機作業サービスの内部化であり、入社農地は農家と農機合作社の取引物と見なすことができ、合作社は土地の生産経営をすることで、剰余金が生じる。農機合作社は土地に対して「一次配当」（地代、市場平均地代より高い）と「二次配当」（地代に応じる配当）の剰余金分配方式で安定的な関係が形成した後、入社農地面積を取引量として剰余金の 60%以上を分配する。この過程において、構成員の異質性が剰余金分配を現金出資のコア社員に偏らなかったのは、コア社員の農機資産の専用性が、普通社員の土地要素への依存度が高く、農機合作社は社員関係の安定性を維持するために、普通社員により多くのインセンティブを与える必要がある。

以上の農機合作社の剰余金分配の仕組みの分析から、合作社の剰余金分配はダイナミックに進化していることがわかる。剰余金の形成に貢献する要素の投入に応じて、剰余金の分配は行われてきたが、生産要素に対する配当の多寡は市場の需給関係に影響されていると考えられる。

### 第三章 農民專業合作社聯合社の機能と特性 —黒竜江省 LL 農民專業合作社聯合社の事例として—

RF 農機合作社の事例にみられるように農民專業合作社の農地団地化経営は一定の規模に達した後、農地規模のさらなる拡大を求めず、他の合作社との連携により農民專業合作社聯合社を結成することによって規模の経済性を追求することになっている。本章では RF 農機合作社を中心に設立した黒竜江省 LL 農民專業合作社聯合社（以下、LL 聯合社）を事例に、聯合社という新しい農業経営主体の機能と特性を検討することを目的とする。LL 聯合社は黒竜江省で構成員が最多で、土地経営規模が最大といわれ、最も注目されている。

#### I 農民專業合作社聯合社に関する先行研究

周ら（2014）は合作社の農産物の範囲によって聯合社を同業聯合社と異業聯合社に分類している。また中国人民大学中国合作社研究院プロジェクトチーム（2017）によると、聯合社には単一品種の連合もあれば、多品種の連合もある。産業チェーンの上下流に沿って連合するものもあれば、業界や地域を越えて連合するものもある。聯合社の経営は、生産型聯合社、販売型聯合社、産業チェーン型聯合社と総合型聯合社の四つのタイプに分けられるという。

聯合社の成因については、苑（2008）は合作社が直面している市場リスクに対抗し、取引コストを下げるために聯合社が生まれたと主張している。劉ら（2014）は、市場交渉の地位を高め、規模化経営を追求し、産業チェーンの協同発展を安定させることが聯合社の発展の動因であると考えている。周など（2014）は、規模経済と範囲経済の組織化潜在的利益を獲得することが農民專業合作社の再協力による聯合社構築の内的原動力となっていると指摘している。

聯合経路について、孔ら（2018）は、聯合社は合作社が規模を拡大する際に、市場、新規会員の吸収、聯合社の設立という三つの選択可能なガバナンス構造の中で取引コストが最も低い方式であると述べている。呉ら（2018）は、合作社の連合にはサービスエリア間、サービスシステム内、サービスシステム間の三つの聯合経路があり、各経路間に優劣はなく、異なる聯合経路が異なる規模の合作社に適用されるという。

聯合社の安定性については、鐘ら（2017）は、リスク分担の仕組みと利益分配の仕組みが聯合社の安定性に影響を及ぼすと述べている。周ら（2018）は、利益連結は聯合社の協力安定を促進する内在的動力であり、選択的インセンティブの実施は聯合社の経営を安定させる保障措置であると指摘している。

しかし、先行研究は農民專業合作社聯合会がなぜ出現し、またどのように事業を展開しているのかという課題について掘り下げた研究はあまりない。



## II LL 連合社の事例研究

### 1 成立背景

黒竜江省は中国の食糧生産が多大な省で、2021年までに食糧生産量が11年連続で全国トップにランクされている。しかし、農業、特に食糧の収益性が相対的に低く、農地規模経営は農業の成長方式を転換する重要な道となっている。黒竜江省の農民專業合作社は土地流動による農地規模経営の重要な主体として、「農民專業合作社法」公布後、急速に増え、2021年までに黒竜江省農民合作社の数は9.6万社、その経営面積は1.47億ムーに達している。農業生産資材のコストと流通段階のコストを減らすこと、農業生産の品質と安全を保障し、販売収入を高めること、小規模農家と市場を仲介することなど合作社はさまざまな役割を果たしている。

2016年に中国政府は農業供給側の構造改革という方針のもとで従来のトウモロコシの臨時買い付け貯蔵政策を「市場販売+生産者補助金」<sup>1)</sup>という政策に調整した。黒竜江省のトウモロコシ栽培面積が2014年に1億1,000万ムーにも達し、中国で最大であるが、トウモロコシの販売チャンネルは単一で、主に国の買入に依存していた。「市場販売」政策の下で、国がトウモロコシ購入の主力ではなくなり、農産物の販売価格の低迷が続き、多くの合作社は単体交渉力が弱く、収益が大幅に落ち込み、農民の増収が保証できなくなった。存続の危機に直面した合作社は、合作社同士の連合によって打開策を図っている。黒竜江省農業委員会（現農業農村庁）を受けて発足したLL連合社がその一つであった。

### 2 LL 連合社の出資構造

LL 連合社は黒竜江省ハルビン市にある省級連合社で、克山県 RF 農機專業合作社、克山県 XL 農機專業合作社と通河縣 XNR トウモロコシ農民專業合作社の3つの合作社が共同発起人とし、主に農地規模經營合作社を対象に会員を募集して省内の175社の合作社により設立したものである。2015年3月に工商局に正式に登録され、資本金200万元、農地規模260万ムーで設立された。LL 連合社の理事長はRF 農機合作社の理事長の李氏である。設立以来、構成員の数と農地規模は急速に上昇している。2019年8月現在、LL 連合社は構成員1,560社があり、そのうちの約3/5の構成員は農機合作社であり、残りの多くは栽培合作社（農作物生産活動を行う合作社）である。黒竜江省13の地市と58縣に分布し（図3-1）、農地面積1,010万ムー、倉庫貯蔵量907万トン、日乾燥量9万トンである。

---

<sup>1)</sup> 市場販売とは各種類の市場組織が自主的に市場から買い入れ、トウモロコシの価格は市場によって形成される。他方、生産者補助金とはトウモロコシ生産者補助金制度を設け、中央財政補助金の資金を省（区）に振替え、地方政府が統一的に補助金を生産者に支払う。



図3-1 LL連合社の分社の分布図

(出所) LLの内部資料と同連合社の聞き取り調査により筆者作成

LL 連合社の経営業務は全額出資の LL 農業開発投資有限会社によって管理されている。図3-2が示すように、LL 農業投資会社は64の出資構成員と1,496の非出資構成員、合計1,560の構成員によって構成されている。その登録資金は2,000万円で、三つの子会社、すなわちLL 農業開発会社、LL 農業発展会社、LL 農業科学技術会社を傘下に収めている。LL 農業開発会社は登録資金が2,000万円で、事業内容は主に種子の繁殖と販売およびグリーン有機農産物の栽培サービスの提供である。LL 農業発展会社は登録資本金が1億円で、主な業務は農産物の加工と包装である。例えば、ジャガイモの全粉、ポテト、乾物質加工など。一方、LL 農業科学技術会社は登録資金2,000万円で、その傘下にLL 農副製品マーケティング会社、LL 農資商業貿易会社、LL 管理コンサルティング会社、LL ネットワーク科学技術会社を設立し、主な業務は農産物販売、大口農業生産資材の調達及び構成員への流通、農業技術研修の提供、生産管理研修と経営理念研修、金融サービス及び農業分野ネットワーク技術の開発、コンサルティング、サービスなどが含まれる。

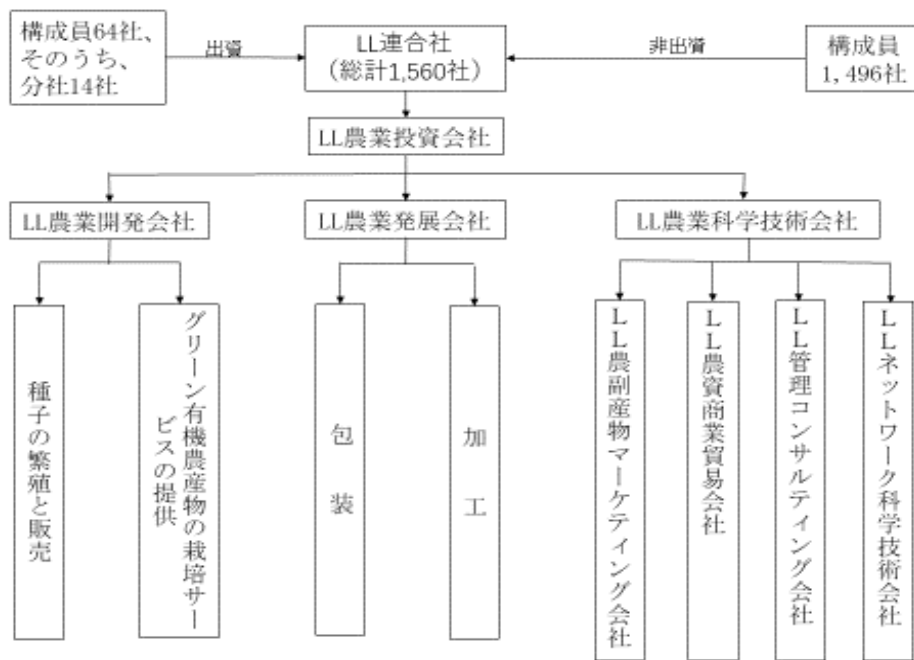


図 3-2 LL 農業投資会社運営図

(出所) LL 連合社の内部資料及び同連合社の聞き取り調査により筆者作成

### 3 LL 連合社の基本原則

#### (1) LL 連合社の入社・退社

構成員になるには表 3-1 の入社条件のいずれか一つを満たすことが必要であるが、第 1 条は主要な参考基準である。明らかに LL 連合社は構成員の経営規模と社員の入社農地面積を重視している。社員の入社農地面積を重視するのは社員の入社農地 1 ムーごとに銀行から 3,000 元の融資を受けることができるという優遇政策があるからである。

表 3-1 LL 連合社の上社条件

第一条	土地の経営面積は 5,000 ムーを超え、そのうち、社員の上社農地面積は 2,000 ムー以上である。
第二条	国家モデル社あるいは省級モデル社である。
第三条	地域特色のある農産物を栽培している。

(出所) LL 連合社への聞き取り調査により筆者作成

構成員脱退制度について、構成員が連合社管理規約の実行を拒否したり、協力しない場合は、連合社から除名される。

#### (2) 出資及び剰余金分配

構成員が出資する場合、現金で出資しなければならず、出資額は 5 万元から 200 万元までと規定している。出資の有無によって構成員を株主構成員と非株主構成員に分け、非株主構成員は取引量(額)に応じる配当、株主構成員は取引量(額)と

出資に応じる配当がもらえる。

LL 連合社は、分配可能な剰余金の 60%を取引量、残りの 40%を出資額に応じて分配し、国からの補助金の収益を構成員に均等に分配することになっている。ちなみに、構成員は LL 農業開発投資有限会社を通じて農産物の販売を行っているので、実際の販売量は剰余金分配に使用する取引量とみなされる。LL 農業開発投資有限会社の純利益は LL 連合社の収入である。支出と公共の蓄積を差し引いた後、分配可能な剰余金となる。LL 連合社は剰余金分配規定に従って各構成員に還付し、各構成員はそれぞれの剰余金分配規定に従って農家社員に還付する。

### (3) 構成員の管理

構成員への激励制度において、LL 連合社は定めた基準に従って、優秀構成員を選定する。「優秀構成員」の選定を通じて、構成員の自己管理の向上を更に推進し、規範化することを期待している。審査委員会は構成員が提出した申請資料に基づき、優秀構成員評定基準（表 3-2）に基づき、最終評定を行い、一年一審で、構成員が絶えず規範化管理し、自身の実力を高めるように激励する。

表 3-2 LL 連合社優秀構成員評定基準

項目種別	分類 1	分類 2
基礎状況 (70 点)	経営規模 (10 点)	土地の規模 (5 点)
		資産規模 (5 点)
	経営能力 (15 点)	土地の利益 (5 点)
		社員数 (5 点)
		農地出資 (5 点)
	組織建設 (5 点)	組織機構 (2 点)
		定款 (1 点)
		会議制度 (2 点)
	財務規範 (20 点)	分配の仕組み (5 点)
		配当方式 (5 点)
財務会計 (10 点)		
社会的信用 (10 点)	誠実な経営 (5 点)	
	銀行信用 (5 点)	
インフラ (10 点)	ヤード建設 (5 点)	
	場所建設 (5 点)	
外部関係 (30 点)	連合社との関係 (10 点)	コミュニケーション (5 点)
		連携 (5 点)
	政府の支援 (10 点)	支援の度合い (5 点)
		連合社の影響 (5 点)
	構成員とのやり取り (10 点)	組織能力 (5 点)
入社推奨 (5 点)		
特別貢献 (20 点)	激励加点 (20 点)	三産融合 (5 点)
		荣誉激励 (5 点)
		連合社への協力 (5 点)
		出資 (5 点)

(出所) LL 連合社の内部資料及び同連合社への聞き取り調査により筆者作成

#### 4 生産販売管理制度

LL 連合社は生産から販売まで「六統一」制度を実施し、具体的な内容は以下の通りである。

##### (1) 生産計画の統一

連合社は市場の需要と当社製品の状況に基づいて、年間生産計画と各段階の生産計画を統一的に作成して、面積・生産量・品質規格、農業生産資材と機械の需要、技術サービス、安全生産責任、製品の販売方法、加工基準、管理人員の賃金・報酬・賞罰などについて構成員と生産契約を締結する。

##### (2) 農業生産資材供給の統一

連合社は生産需要と技術要求に基づき、社員（または生産工場、加工工場）のために生産資料と設備を調達、供給することを統一的に組織する。連合社が統一的に調達して供給する農業資材は品質を保証し、購入担当者が責任を負うことになっている。

##### (3) 技術基準の統一

連合社は品質安全要求に基づき、生産技術規程を統一的に制定・実施し、また製品の品質標準に基づいて生産を組織し、トレーサビリティの確立と検査監督などの制度を確立する。

##### (4) 製品認証の統一

連合社は無公害基地、無公害農産物、有機製品及び商標などを統一的に認証する。

##### (5) 指導サービスの統一

連合社では管理者（または社員代表）が生産エリア別、産業別製品品種責任制を実施し、社員（または生産工場、加工工場）に対して川上、川中、川下の指導サービスと管理を統一的に行う。管理人員の報酬は任務の達成状況を査定のうえ評価して支給する。

##### (6) 加工・販売の統一

連合社は生産・加工、商標・ブランド、包装・販売を統一する。

#### 5 LL 連合社の経営実績

まずは規模経営の拡大について。2018 年連合社は上海物通農業発展有限会社と委託農業の連携協定を締結した。同社から栽培資金 1.7 億元を受けて、LL 連合社は黒竜江省克山県と密山市の両方でトウモロコシと大豆を 34 万ムー栽培し、2019 年に 50 万ムーに達した。

次に、農地の栽培構造の調整について。LL 連合社が全国的な農産物促進会、展示会に参加することを通じて、市場情報のフィードバック、委託農業の需要、国の農業構造調整政策に基づき、トウモロコシの栽培面積を減らし、大豆、雑穀などの経済作物の栽培面積を増やしている。

第三に、構成員の増収促進について。農業生産資材の統一調達では、例えば、構

成員に供給する肥料は1トンあたり市場価格より100～200元安くするが、農産物の販売面では、2016年にLL連合社が構成員のためにトウモロコシを8万トン近く販売し、1トンあたり市場価格より26元高く設定した。

第四に、金融サービスについて。LL連合社は黒竜江省農業農村庁の斡旋の下、設立時、中国建設銀行黒竜江省支店から連合社に30億元の融資枠を設定した。構成員は土地経営権と予想収益権の質権をもとに、連合社が保証する形で融資を受けることができる。

第五に、ブランド化について。LL連合社は「LL緑食源」というブランドを登録し、「緑食源黒土シリーズ」、「緑食源養心シリーズ」、「緑食源耕心シリーズ」など17シリーズで300種類以上の商品ラインナップがある。

第六に、産業チェーンの延伸について。市場よりやや高い価格で農産物を買付けから、加工、販売を行い、また利益を返す形で、農家に全産業チェーンの利益を共有させる。

### III 連合社の機能と特性

#### 1 連合社の機能

##### (1) 外部規模経済

中国の農産物取引市場の特徴として、人数は少ないが購入規模が相対的に大きい買主(ブローカー)と、人数は多いが生産規模が相対的に小さい生産者が対立する取引構造が挙げられる。合作社の発展の基本的な原動力の一つは、規模経済を獲得し、農家の市場取引地位の改善を実現すると同時に、買主(ブローカー)の需要をよりよく満たすことである。合作社は集中売買と集団交渉を通じて生産と取引コストを下げ、市場取引における不利な地位を改善することができる。そして、この規模の経済とは、農家が共同で生産と経営規模の拡大を実現することで平均コストが下がる傾向にあるだけでなく、外部の規模経済を実現できることを意味する。外部規模経済とは、ある範囲内の多くの同種メーカーのサービス規模の集積、拡張(例えば、構成員に必要なサービスを提供する合作社や連合社の設立)に伴う平均コストの低下傾向である。

ただし、全体的に見ると、中国の合作社の歴史は浅く、経営力は相対的に弱いため、農家が内部よりも外部の規模経済を実現することのほうが現実的である。連合社は新たな意味での規模経済、すなわち外部規模経済を獲得する可能性が高い。具体的には、連合社の外部規模経済は、少なくとも三つの役割を持っている。第一は大規模な農業用生産資材の共有と先進的な生産要素の導入(社員一人では実現できない)によって、生産効率の向上と製品革新と付加価値の向上、農民の増収を実現すること。第二は、連合社を通じて市場境界の拡張と影響の拡大を実現し、連合社の構成員の一部または全部の外部市場の内部化ができる。すなわち、構成員は連合社との内部取引を通じて、外部市場との資源、製品交換を完成することが

でき、流通コストを大幅に節約することになる。第三は、構成員は連合社を通じて取引費用の大幅な低減を実現することができる。統一的に市場情報の検索、取引交渉、市場紛争の処理を行うことで、構成員は本来分散経営時に存在していた市場情報の不足や交渉力が非常に低いというデメリットを回避することができる。

LL 連合社が設立した主な目的は農地、倉庫、農機などの資源の統合により、農業生産資材の供給の規模化、農機サービスの規模化、農地経営の規模化、倉庫の規模化、製品販売の規模化を実現することによってコストを下げ、利益を高めることである。例えば、LL 連合社は農業生産に必要な資材の量が多いため、サプライヤーとの交渉力を強め、より低価格で構成員に一括供給することで、生産コストの節約につながる。また、農機サービスでは、LL 連合社は異なる種類の農機の地域間スケジューリングサービスを安定的に向上させ、市場価格より安い価格で構成員に作業サービスを提供することが期待される。そして、LL 連合社が上海物通農業発展有限公司と行っている大規模な委託農業の提携は、農地の経営面積の面にも倉庫貯蔵量の面にも単一の合作社ができないことである。また、製品販売の面では、電子商取引業務の建設に力を入れ、「LL 緑食源」のブランド化の効果により、販路を開拓している。そして、統一販売、販売コストの引き下げにより、トウモロコシなどの大口農産物の販売量が増えた。例えば、2016年にLL 連合社はトウモロコシを一括販売し、正大グループ、温氏グループ、双子グループ、九鼎グループ、新希望グループなど 173 社の大型飼料企業と 1 千万トンの販売契約を締結した。

## (2) 業務のインテグレーション

1980 年代以降、中国では農産物の供給が過剰になり、消費者ニーズが多様化していることから、農業(食品)も産業化が鮮明になってきている。具体的には、農業生産は徐々に生産主導型から市場主導型に移行し、農産物取引の組織形態は徐々に市場取引方式から組織化方式に移行し、協同生産、垂直的統合などが含まれる。消費者はますます製品と情報へのアクセスの利便性を追求し、製品の品質と品種の多様化を重視し、消費者の好みに合わない農産物生産経営者が利益を得ることはますます困難になっている。農産物の加工と流通などのブローカーの規模はますます大きくなり、専門化の程度もますます高くなり、EC プラットフォーム、総合スーパー、農産物配送センターなどの新型サプライチェーン主体によって設立された各種サプライチェーン参入基準は、小規模農家と他の農業生産経営主体のサプライチェーンへの融合と市場参入の障壁を大幅に高めてきた。

合作社などの農業生産経営主体が垂直的統合を主な特徴とする農産物のサプライチェーン環境に効果的に対応できるようになり、良好な収益性、経営及び取引コストの減少、協力目標の実現、市場信頼度の向上、顧客満足度の向上などを実現し、最終的に農業生産経営主体の市場環境への良好な適応能力を形成する。零細な小規模農家は産業チェーン上、下流の強い主体に対抗できず、産業チェーンにおける利益分配の公平な運命共同体のメンバーになりにくい。また単一の合作社

が拡張しにくい状況では、合作社間の再連合は必然的に合作社内部で事業のインテグレーションを行うために実行可能なスペースを提供し、合作社の環境適応性を高め、合作社と社員の経済効果を高める。

LL 連合社は食糧を主要農作物とする農地規模経営主体として、創立当初からいかに競争力、適応性および持続可能な発展を高めることができるかという現実的な問題をめぐり、産業チェーンを拡大し、その収益率の向上に取り組んできた。LL 連合社は LL 農業投資会社による農業生産資材、製品認証、加工販売、金融サービスなどの統一化を通じて完全な産業チェーン体系の形成を目指している。その目的は連合社の収益性を向上させ、農産物価格の変動への対応により持続可能な産業発展を図っている。

### (3) 経営イノベーション

合作社はイノベティブな発展のために、より多くの資源を投入できる経営規模と革新能力を必要とする。連合社は合作社間の再連合を通じて、最終的に多様な農業経営主体を包含する大規模なシステムを形成する。連合社の各構成員（関連農業経営主体を含む）は相互補完、資源と知識ネットワークを選択することで、各農業経営主体と環境間の動的で持続可能な共同発展を実現する。このような動的な共同発展により、連合社は革新的な製品とサービスを継続的に提供し、価値の創造と付加価値を実現し、各構成員間で合理的に共有することができる。

LL 連合社が設立されて以来、新市場の開拓、新品種の開発、新サービスモデルの革新という三つの方面のイノベーションを実現してきた。連合社は全国的に販売ネットワークを構築して、省外市場の開拓を重点に、四川省、広東省、山東省、寧夏省などで 130 余りの取引先と契約し、売上高が 1 億元近くに達した。また黒竜江省農業科学院と協力関係を築き、新品種の新技术を積極的に採用し、専門家に疫病対策、畑管理などの技術を指導してもらい、製品の科学技術含有量を高めた。連合社は構成員に畑から食卓までのトレーサビリティ制度を確立し、品質検査に不合格になった製品の発売を許さない。

## 2 連合社の特性

### (1) 強者同士の連合

連合社にとって、構成員は必然的に土地、労働などの基礎的な生産要素を持っており、合作社の構成員構造とは異なり、「社」の連合は「強と弱」「弱と弱」の連合よりも「強者同士の連合」を選択し、構成員間の総合的な実力差が少なく、それぞれの長所を發揮できるようになり、相対的に平等な互惠メカニズムを形成する。これは、LL 連合社の加盟申請条件からも明らかだった。

### (2) 政府との相互依存関係

農民合作社（連合社を含む）は農業産業の市場メカニズムの機能不全に対応するための制度配置として、自然に政府の支援に依存する傾向があり、政府は合作社のマクロ制度構造の構築者と調整者の役割を果たす。したがって、合作社の具



体的な実践では、必然的に内部のガバナンスと運行メカニズムにおいて政府の外部の制度供給とのマッチングと結合を意図的に追求する。言い換えれば、合作社の発展には「組織的合法性」の獲得が不可欠である。連合社の形成と発展において政府との関係が重要とされる。一方においては政府は連合社の形成に深く関わり、自身が社会的インフラの提供者から維持者へ役割を転換し、他方において連合社は政府の代理人として産業統治のプラットフォーム的役割を果たすと同時に、産業の発展による貧困救済など非経済的役務を請け負っている。

LL 連合社の場合、政府が連合社と金融機関との橋渡しをすることで、LL 連合社の金融サービス能力が向上し、さらに多くの合作社の加入を引き付ける決定要因になっている。LL 連合社が参加する各地の農民合作社展示即売会、促進会は黒竜江省農業委員会が協力する形で行われている。そして、連合社の大口食糧販売量が多いため、省政府は連合社に専用列車を提供して、輸送を保障している。また農業構造調整において、LL 連合社は政府の呼びかけに応じて、地域において主導的役割を果たしている。

#### IV まとめ

農民專業合作社連合社は新しい農業経営主体として急速に発展し、2018年に実施された「農民專業合作社法」改正版にも「農民專業合作社連合社」の章が追加され、連合社について具体的な法律規定が定められた。本章では黒竜江省で最大規模のLL 連合社を事例として、LL 連合社の運営実態を分析することにより、連合社の機能と特性について検討した。

LL 連合社は黒竜江省農業委員会の提唱のもと、黒竜江 RF 農機合作社をはじめとする三つの合作社が発足し、主に省内の規模経営型合作社を中心に2015年に設立された最大の農民專業合作社連合社である。LL 連合社はLL 農業投資有限会社を設立し、生産から販売まで「六統一」制度を実施し、構成員の生産コストの引き下げ、農産物の付加価値の向上とブランド化によって市場を開拓し、収益を増やした。2019年8月現在、構成員の数は1,560社に達し、経営土地の規模は1,010万ムーに達した。外部規模経済、業務のインテグレーションと経営イノベーションという三つの機能が発揮されるとともに、「強者同士の連合」、政府との相互依存関係という二つの特性が観察される。

## おわりに

本論文の研究目的は農機合作社がどのように農地団地化経営を行っているかを検討することである。中国の土地流動状況と農機合作組織の変遷など農機合作社の農地団地化経営の背景を考察した上で、農機合作社の団地化経営の形成、農機合作社の剰余金分配、農民專業合作社連合社の機能と特性について分析している。

第一章「農業機械專業合作社における農地団地化経営と農地出資」は土地流動政策の変遷を追跡し、中国農村の土地流動概況を把握したうえで黒竜江省 RF 農機合作社の事例を研究している。RF 農機合作社の経営実態に焦点をあて、「農地出資」の導入と入社農地に対する配当方針の変動を分析し、農地団地化経営の形成経緯とその条件を明らかにしている。

中国政府は農業の適正規模経営を重視し、農業経営主体の適正規模経営への参加意欲を高めている。農民專業合作社は土地流動による農業規模経営の主要な新しい経営主体となっている。農民專業合作社の中で、農業機械專業合作社は農機の規模が拡大するにつれて、事業内容は農機作業サービスに限らず、農機作業の効率化のために、土地流動を通じて、農地団地化経営が展開されている。

RF 農機合作社は国家からの多額の農機購入補助金を契機に7戸の初期現金出資農家によって設立され、当初事業内容が作業受託と借地経営であったが、借地による農地団地化は実現できなかった。2011年度から農地団地化経営を目標として「七カ条の承諾」という定款と補足事項を打ち出し、出資農地の地代を高く保証することと国の補助金により生じる利益を平等に分配することなどによって農地出資を促し、農地団地化経営が実現できた。そして2013年度からRF農機合作社総利益の60%以上を農地出資配当にあてることにし、農地出資農家の収益はRF農機合作社の総利益に連動させ、協同組合のリスクの共同負担、利益共有の体制になっている。明らかに入社農地に対する高配当こそRF農機合作社の農地団地化経営の形成条件であった。

典型的な農機合作社はオペレーターが農家にサービスを提供するために設立された組織である。国家の農機補助政策及び農村経済水準の向上に伴い、農機保有量が増大し、農機の十分な利用と高利益の追求を実現するために、事業内容が農機作業受託だけでなく、土地流動による農地規模経営にまで拡大してきた。特に2008年以降、土地流動率が高くなり、農民合作社への土地流動の比重が高まっている。農機合作社は主に借地または農地出資という形式で土地団地化経営を行っているが、借地では資金需要が大きく、合作社が土地経営権を所有する農家と賃貸関係にあり、合作社の経営リスクが高い。一方、農地出資は、土地持ち農家を農機合作社の社員にし、土地経営権を出資として統一的に経営する。出資した土地に対する配当には主に二つの方式がある。第一は、出資した土地に対する保証配当、すなわち最低配当額を設定し、合作社の収益決算後に配当を行うことで、土地持ち農家にインセンティブを与えるが、合作社にとっては経営リスクが大きく、

収益が悪い場合でも農地保証配当を支払う必要がある。第二は、農地出資に対して剰余金の一定の割合で配当を行い、農地出資農家の収益と合作社の収益を連動させ、リスクの共同負担、利益共有の体制になっている。この方式は土地出資農家が農機合作社の経営収益に自信を持っている場合にのみ可能である。しかし、いずれにしても、土地への高配当は、農機合作社と土地出資農家との協同関係の安定性を維持するための決定条件である。

第二章「農機合作社の剰余金分配」は、まず農民專業合作社の剰余金分配に関する研究成果をサーベイし、構成員の異質性により剰余金分配が出資に偏っている問題とその対策が議論の焦点となっていることを指摘している。次に農機合作社における剰余金分配の二つの類型について分析している。農機合作社は事業内容によって主にサービス型と生産経営型の2種類に分類できる。それぞれ投入される生産要素によって、剰余金分配の仕組みも異なっている。サービス型農機合作社は、資本（資金、農機、固定資産など）に応じて剰余金分配することになっているのに対して、生産経営型農機合作社の剰余金分配は比較的複雑である。

この章は生産経営型のRF農機合作社の剰余金分配の実態を掘り下げ検討したうえで、農機合作社の剰余金分配の特徴を明らかにしている。農機合作社は土地に対して「一次配当」（地代、市場平均地代より高い）と「二次配当」（地代に応じる配当）の剰余金分配方式で安定的な関係が形成した後、入社農地面積を取引量として剰余金の60%以上を分配する。農機合作社の構成員の異質性が剰余金分配を現金出資のコア社員に偏らなかつたのは、コア社員の農機資産の専用性が、普通社員の土地要素への依存度が高く、農機合作社は社員関係の安定性を維持するために、普通社員により多くのインセンティブを与える必要があるからである。

第三章「農民專業合作社連合社の機能と特性」では、RF農機合作社を中心に設立した黒竜江省LL農民專業合作社連合社（以下、LL連合社）を事例に、連合社という新しい農業経営主体の機能と特性を検討している。

合作社の経営規模がある程度に達した後、これ以上規模を拡大せず、農産物の高付加価値を実現するために農民專業合作社連合社を模索することとなった。LL連合社の加盟申請条件から連合社は総合力の差が少ない合作社を一つに連合させ、それぞれの長所を發揮できるようになり、相対的に平等な互惠メカニズムが形成される。政府がLL連合社と金融機関との橋渡しをすることで、LL連合社の金融サービス能力が向上し、さらに多くの合作社の加入を引き付ける決定要因になっている。2019年8月現在、構成員の数は1,560社に達し、経営土地の規模は1,010万ムーに達した。LL連合社は農地、倉庫、農機などの資源の統合により、農業生産資材の供給の規模化、農機サービスの規模化、農地経営の規模化、倉庫の規模化、製品販売の規模化を実現することによってコストを下げ、利益を高めることである。またLL連合社はLL農業投資会社による農業生産資材、製品認証、加工販売、金融サービスなどの統一化を通じて完全な産業チェーン体系の形成を目指している。その目的は連合社の収益性を向上させ、農産物価格の変動への対応

により持続可能な産業発展を図っている。LL 連合社が設立されて以来、新市場の開拓、新品種の開発、新サービスモデルの革新という三つの方面のイノベーションの実現を目指している。

以上のように本論文は事例研究という手法を用いて、RF 農機合作社がどのように土地流動を通じて農地団地化経営を実現し、どのような農機合作社の剰余金分配によって農機合作社の組織安定性を維持し、どのようにLL 連合社を通じて生産経営効率を促進し、収益を向上させるかを研究してきた。事例研究であるため、ここで明らかにした結論はどれだけ普遍的なものといえるのか、とくにLL 連合社の設立はまだ日が浅いこともあってその経営実態はよくわからないところがある。今後、これらの課題についてさらに掘り下げて研究していきたい。

## 参考文献

### 〈日本語文献〉

- 青柳 斎 (1998) 「中国農村專業協會の展開形態と協同組合的性格」『農林業問題研究』34 (1)、pp. 41-47。
- 浅見 淳之 (2013) 「中国の農民專業合作社の組織デザイン」『フードシステム研究』20 (2)、pp. 174-187。
- 苑 鵬 (2013) 「中国農民專業合作社の發展の現状・問題と今後の展望」『農林金融』66 (2)、pp. 37-50。
- 大島 一二 (2011) 「中国における三農問題の深化と農民專業合作社の展開」『農業市場研究』19 (4)、pp. 3-8。
- 河原 昌一郎 (2007) 「中国農村專業合作經濟組織—考察—その農業共同化機能と制度的課題—」『農林水産政策研究』13、pp. 1-24。
- 北倉 公彦 (2008) 「中国における農民專業合作社制度の検討—農民的酪農の展開に向けて—」『開発論集』81、pp. 255-284。
- 周 曉明 (1998) 「中国農業改革後の農業地域における農業機械利用組織の類型と特徴—黒竜江省の事例を中心に—」『東京農工大学人間と社会』9、pp. 153-167。
- 菅 沼圭輔 (2017) 「わが国における中国の農民專業合作組織研究の到達点と課題—合作社内部の企業・農民関係の評価をめぐって—」『歴史と経済』59 (4)、pp. 27-33。
- 趙 玉亮 (2014) 「中国における農業機械合作社の急展開とその経営実態—河南省の事例からの一考察—」『農業市場研究』23 (3)、pp. 66-72。
- 成田 拓未 (2011a) 「協同組合的性格をめぐる中国農民專業合作社の制度と実態」『農村經濟研究』29 (2)、pp. 79-84。
- 成田 拓未 (2011b) 「中国における農民專業合作社法の制定と農産物産地商人の合作社化—山東省・青島 D 果菜專業合作社の事例—」『農業市場研究』19 (4)、pp. 9-19。
- 寶 劔久俊・佐藤 宏 (2009) 「中国における農業産業化の展開と農民專業合作組織の經濟的機能：世帯・行政村データによる実証分析」『Hi-Stat Discussion Paper Series』86、pp. 1-28。
- 細川 隆夫 (2010) 「北海道水田地帯における大規模經營の農地団地化—上川中央・当麻町を対象として—」『農業經營研究』48 (1)、pp. 12-22。
- 程 明・森 高正博・福田 晋 (2017) 「中国農民專業合作社における構成員間の異質性に関する研究の動向と展望」『九州大学大学院農学研究院学芸雑誌』72 (1)、pp. 1-12。
- 程 明・森 高正博・福田 晋 (2018) 「中国農民專業合作社における構成員間の剰余金分配に関する考察」『食農資源經濟論集』69 (01)、pp. 87-100。

### 〈中国語文献〉

- 苑 鵬 (2008) 「农民专业合作社联合社发展的探析—以北京市密云县奶牛合作联社为例」『中国农村经济』(08)、pp. 44-51。

- 苑 鹏 (2015)「日本综合农协的发展经验及其对中国农村合作社道路的借鉴」『农村经济』(05)、pp. 118-122。
- 苑 鹏 (2018)「农民专业合作社发展的困境与思考——来自 8 省 12 县 614 家合作社问卷调研」『中国合作经济』(08)、pp. 8-11。
- 王祎娜·曹光乔·冯开文 (2014)「关于我国农机合作组织的研究进展」『中国农机化学报』35 (03)、pp. 280-284。
- 宓瑞瑶·唐春燕·鄧衡山·徐志刚 (2016)「成员异质性、合作博弈与利益分配——一个对农民专业合作社盈余分配机制安排的经济解释」『财贸研究』(03)、pp. 72-79。
- 王 军 (2014)「北美农业合作社发展新动向及其启示」『中国农业大学学报』(03)、pp. 269-274。
- 汪 娇·黎 娜 (2019)「农民专业合作社盈余分配机制研究——基于全国农民合作社调查数据」『潍坊工程职业学院学报』(02)、pp. 67-74。
- 何 劲·祁春箭 (2018)「家庭农场产业链：延伸模式、形成机理及制度效率」『经济体制改革』(02)、pp. 78-84。
- 曲承荣·任大鹏 (2019)「农民专业合作社利益分配困境及对策分析」『农业经济问题』(03)、pp. 100-107。
- 孔祥智 (2015)「《农民专业合作社法》修订应关注 5 个问题」『农村经营管理』(04)、pp. 21-23。
- 孔祥智·周 振 (2014)「分配理论与农民专业合作社盈余分配原则——兼谈《中华人民共和国农民专业合作社法》的修改」『东岳论丛』(04)、pp. 79-85。
- 孔祥智 (2018a)「再合作是中小合作社发展壮大的唯一途径」『中国农民合作社』(11)、pp. 37。
- 孔祥智 (2018b)「中国农民合作经济组织的发展与创新 (1978-2018)」『南京农业大学学报 (社会科学版)』18 (06)、pp. 1-10。
- 孔祥智·岳振飞·张 琛 (2018)「合作社联合的本质——一个交易成本解释框架及其应用」『新疆师范大学学报』(03)、pp. 100-106。
- 孔祥智·片知恩 (2019)「新中国 70 年合作经济的发展」『华南师范大学学报 (社会科学版)』(06)、pp. 28-38。
- 黄祖辉 (2000)「农民合作：必然性、变革态势与启示」『中国农村经济』(08)、pp. 4-8。
- 吴 萍·曹光乔 (2011)「我国农机合作社现状及其发展研究——基于对江苏、浙江和黑龙江三省 16 个农机专业合作社的调研」『农业经济』(09)、pp. 59-61。
- 吴 彬·徐旭初 (2013)「合作社治理结构：一个新的分析框架」『经济学家』(10)、pp. 79-88。
- 吴翔宇·丁云霓 (2018)「农民专业合作社的联合路径研究——基于联合社的多案例分析」『农业现代化研究』39 (05)、pp. 761-769。
- 侯保疆 (2007)「我国农民专业合作组织的发展轨迹及其特点」『农村经济』69 (01)、

pp. 87-100。

- 崔宝玉·孫迪(2019)「农民合作社联合社合法性的动态获取机制—基于扎根理论的研究」『财贸研究』(04)、pp. 30-40。
- 周振·孔祥智(2014)「组织化潜在利润、谈判成本与农民专业合作社的联合」『江淮论坛』(04)、pp. 67-75。
- 周振·孔祥智·穆娜(2014)「农民专业合作社的再合作研究—山东省临朐县志合奶牛专业合作社联合社案例分析」『当代经济研究』(09)、pp. 63-67。
- 周振·孔祥智(2015)「盈余分配方式对农民合作社经营绩效的影响——以黑龙江省克山县仁发农机合作社为例」『中国农村观察』(05)、pp. 19-31。
- 周静·曾福生(2018)「利益联结、选择性激励与联合社的稳定性研究——基于隆平联社的案例研究」『湖南科技大学学报』(05)、pp. 70-74。
- 祝華軍·劉小偉(2016)「农机合作社成员异质性背景下的规范化建设研究——来自长江中下游地区 167 个农户的调查」『中国农机化学报』37(11)、pp. 192-197。
- 宋茂華(2012)「农民专业合作社收益分配机制及影响因素分析」『经济与管理』(09)、pp. 21-25。
- 蘇娟·李瑞芬·劉瑞涵(2015)「农民专业合作社盈余分配问题及其对策探析——基于北京延庆农民专业合作社的调查分析」『会计之友』(13)、pp. 25-27。
- 孫晨光(2009)「关于基层金融信贷产品对农民专业合作社发展适应性的考察——以焦作市修武县为例」『金融理论与实践』(11)、pp. 68-70。
- 譚智心(2016)「国际合作社联盟原则演变及对中国发展联合社的启示」『世界农业』(11)、pp. 4-10。
- 趙亮(2019)「关于现代农机合作社生产经营情况的探讨」『农机使用与维修』(04)、pp. 23-25。
- 陈柳钦·胡振華(2010)「我国农村合作组织的历史变迁」『中国农村科技』(05)、pp. 60-63。
- 鄭丹(2011)「农民专业合作社盈余分配状况探究」『中国农村经济』(04)、pp. 74-80。
- 张小林(2008)「2008 合作社发展展望：我国农民专业合作组织发展将再提速」『农业经济问题』(01)、pp. 25-26。
- 張琛·孔祥智(2018a)「农民专业合作社成长演化机制分析—基于组织生态学视角」『中国农村观察』(03)、pp. 128-144。
- 張琛·孔祥智(2018b)「组织合法性、风险规避与联合社合作稳定性」『农业经济问题』(03)、pp. 46-55。
- 张连刚·支玲·谢彦明(2016)「农民专业合作社发展顶层设计：政策演变与前瞻—基于中央“一号文件”的政策回顾」『中国农村观察』(25)、pp. 13-19。
- 杜吟棠(2002)「我国农民合作组织的历史和现状」『经济研究参考』(25)、pp. 13-19。
- 董博謙·王英蓉·範金広·金惠新(2020)「传统农民专业合作社出资比例的思考」『江西农业』(06)、pp. 102+104。

- 马九杰·赵将·五本建·褚怀成（2019）「提供社会化服务还是流转土地自营：对农机合作社发展转型的案例研究」『中国软科学』（07）、pp. 35-46。
- 米新麗（2008）「论农民专业合作社的盈余分配制度——兼评我国《农民专业合作社法》相关规定」『法律科学（西北政法大学学报）』（06）、pp. 89-96。
- 楊唯希（2016）「农民专业合作社盈余分配规则及实践探究」『当代经济研究』（02）、pp. 75-82。
- 李 祎（2020）「我国农民专业合作社盈余分配存在的问题与对策研究——基于风险共担的视角」『中国市场』（06）、pp. 67-68。
- 李偉国（2015）「在全国农机合作社发展经验座谈会上的讲话」『中国农民合作社』（12）、pp. 8-12。
- 李斯華·李慶東（2016）「2015年全国农机合作社发展情况综述」『中国农民合作社』（02）、pp. 61。
- 李 紅（2015）「浅谈农民合作社经营模式的新转变——以黑龙江省格润农机专业合作社和金京稻米合作社为例」『中国农民合作社』（08）、pp. 49-50。
- 李 紅（2018）『生产经营型农民合作社对农业发展与农民收入的影响及对策研究』东北农业大学博士学位论文。
- 李忠斌·趙聰·楊敏·劉斌（2021）「农民专业合作社盈余分配结构与绩效的关系研究」『山东财经大学学报』33（02）、pp. 101-110。
- 劉雨欣·胡月·郭翔宇（2017）「生产经营型农机合作社面临资金困境的原因分析及对策建议」『农村经济』（01）、pp. 30-34。
- 劉駿·張穎聰·艾靚·秦琴（2018）「利润追逐：合作社盈余分配制度的选择动力」『农业经济问题』（04）、pp. 49-60。
- 劉駿·張穎聰·艾靚（2017）「农民专业合作社的真伪之争：分歧的焦点与原因」『农村经济』38（07）、pp. 16-23。
- 劉同山·周振·孔祥智（2014）「实证分析农民合作社联合社成立动因、发展类型及问题」『农村经济』（04）、pp. 7-12。
- 劉同山·苑鵬（2020）「农民合作社是有效的益贫组织吗？」『中国农村经济』（05）、pp. 39-54。
- 劉老石（2010）「合作社实践与本土评价标准」『开放时代』（12）、pp. 53-67。
- 中国人民大学中国合作社研究院プロジェクトチーム（2017）「农民专业合作社联合社发展情况调查报告」『中国合作经济评论』（01）、pp. 109-125。
- 鐘真·王舒婷·孔祥智（2017）「成员异质性合作社的制度安排与合作稳定性：以三家奶农合作社为例」『华中农业大学学报』（06）、pp. 1-8+148。